

本庄市埋蔵文化財調査報告 第18集

埼玉県本庄市

山根遺跡発掘調査報告書

— 県宮ほ場整備事業児玉南部地区に伴う埋蔵文化財発掘調査 Ⅲ —

平成2年3月31日

本庄市教育委員会

本庄市埋蔵文化財調査報告 第18集

埼玉県本庄市

山根遺跡発掘調査報告書

— 県宮ほ場整備事業児玉南部地区に伴う埋蔵文化財発掘調査 Ⅲ —

平成2年3月31日

本庄市教育委員会

序 文

発掘調査が実施された山根遺跡は、本庄市で唯一の山であります浅見山の北西麓に所在します。この付近は桑畑と水田が広がっていましたが、最近では上越新幹線、関越自動車道など現在の本庄市を象徴するような構造物も多くなってきました。

このような環境の中で今回の発掘調査は土地改良事業に伴うものでした。調査は3カ年を要し、その間に酷暑・厳寒の中を埋蔵文化財の保護に努められた調査員、これを補佐し記録保存のために必要な各種作業の大きな原動力となられた調査補助員、作業員の方々にまず最初に感謝いたします。

山根遺跡では今マスコミで話題となっている、吉野ヶ里遺跡と同時代の弥生式土器も出土したことを耳にしました。邪馬台国の時代の本庄、そして古墳、奈良・平安時代の先人に思いをはせますと、発掘調査でえられた成果を展示し、皆様方に一日も早く御覧いただけるよう、次の目標といたしまして序文とかえさせていただきます。

平成2年3月1日

本庄市教育委員会

教育長 坂本 敬信

例 言

1. 本書は県営ほ場整備事業児玉南部地区に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書である。発掘調査対象遺跡は本庄市大字四方田に所在する山根遺跡である。
2. 発掘調査は昭和62年度に実施し、昭和63年度及び、平成元年度に整理作業を本庄市埋蔵文化財センターで行なった。
3. 本遺跡の発掘調査にかかる経費は埼玉県教育局文化財保護課、埼玉県耕地課、本庄土地改良事務所並びに本庄市教育委員会と協議の上、昭和62年度に文化庁側補助金4,000,000円、農政側委託金6,000,000円の合計10,000,000円にて実施した。整理作業に要した経費は昭和63年度に文化庁側補助金1,000,000円、農政側委託金1,500,000円。平成元年度が文化庁側補助金2,000,000円、農政側委託金は3,000,000円で行ない、一遺跡にかかる保存事業総経費は17,500,000円を要した。
4. 県営ほ場整備事業児玉南部地区にかかる埋蔵文化財の保存事業は、昭和60年度より3ケ年で発掘調査を行ない、第1、2年度の調査報告書は「東富田遺跡群発掘調査報告書」Ⅰ並びに、「四方田・後張遺跡群発掘調査報告書」Ⅱとして刊行済みである。本報告書は同事業の発掘調査報告書Ⅲにあたる。
5. 山根遺跡の発掘調査は本庄市教育委員会社会教育課の文化財保護係である増田一裕が前半を担当し、後半は同係である長谷川勇が担当した。整理作業は増田の担当のもと実施した。調査組織については第1章に記したとおりである。
6. 現地における調査は佐藤好司（当時国学院大学生）・井上富美子両調査補助員の手をわずらわした。記して感謝します。
7. 本書の遺物整理の内、特に土器復原、実測、観察等の作業は本庄市埋蔵文化財センターの関根典子氏をはじめとする諸氏のご理解とご協力による。なお、一部は株式会社パスコに実測委託を行なった。
8. 本書の遺構・遺物の製図及び、執筆と編集は増田が行なった。
9. 実測図の内土器は1：4、住居址は1：60に縮小した。それ以外についてはスケールを付した。
10. 本保存事業あたっては、埼玉県教育局文化財保護課のご指導とご助言を得た。また、同期間中に児玉町町にあって本遺跡の延長上を同様の事業内容で発掘調査を実施していた児玉町教育委員会の恋河内昭彦氏より種々のご助言をいただいた。記して感謝します。

目 次

| | |
|------------------------|-----|
| 序 文 | |
| 例 言 | |
| 目 次 | |
| 第1章 調査の経緯と経過 | 1 |
| 第1節 調査の経緯 | 1 |
| 第2節 山根遺跡発掘調査の経過 | 1 |
| 第3節 発掘調査から報告書刊行に至る調査組織 | 2 |
| 第2章 地理歴史的環境 | 5 |
| 第1節 地理的環境 | 5 |
| 第2節 歴史的環境 | 7 |
| 第3章 山根遺跡の調査 | 11 |
| 第1節 山根遺跡の位置と各地点の調査 | 11 |
| 第2節 山根遺跡A地点の調査 | 14 |
| 第3節 山根遺跡B地点の調査 | 17 |
| 第4節 山根遺跡C地点の調査 | 35 |
| 第4章 ま と め | 98 |
| 第1節 住居址の存続時期について | 98 |
| 第2節 山根遺跡周辺の集落遺跡について | 99 |
| 第3節 歴代集落と首長墓級古墳 | 99 |
| あ と が き | 102 |
| 写 真 図 版 | |

挿 図 目 次

| | |
|---------------------------|-------|
| 第1図 本庄市位置図 | 3 |
| 第2図 発掘調査位置図 | 4 |
| 第3図 山根遺跡周辺の遺跡分布図 | 12 |
| 第4図 山根遺跡A～C地点位置図 | 13 |
| 第5図 山根遺跡A地点遺構配置図 | 15・16 |
| 第6図 山根遺跡B地点遺構配置図 | 19 |
| 第7図 山根遺跡384、391番地内遺構分布図 | 26 |
| 第8図 山根遺跡C地点遺構配置図 | 35 |
| 第9図 山根遺跡B地点第1、2号住居址実測図 | 36 |
| 第10図 山根遺跡B地点第3、4、5号住居址実測図 | 37 |

| | | |
|------|--------------------------------|---------|
| 第11图 | 山根遺跡B地点第6、7、8、9号住居址实测图 | 38 |
| 第12图 | 山根遺跡B地点第11、12、13号住居址实测图 | 39 |
| 第13图 | 山根遺跡B地点第16、17、19、20、22号住居址实测图 | 40 |
| 第14图 | 山根遺跡B地点第23、24、25号住居址实测图 | 41 |
| 第15图 | 山根遺跡B地点第27、28号住居址实测图 | 42 |
| 第16图 | 山根遺跡B地点第29、30、31、33号住居址实测图 | 43 |
| 第17图 | 山根遺跡B地点第10、35、36号住居址实测图 | 44 |
| 第18图 | 山根遺跡B地点第37、38号住居址实测图 | 45 |
| 第19图 | 山根遺跡B地点第39、40、41号住居址实测图 | 46 |
| 第20图 | 山根遺跡B地点第41、42、44、45号住居址实测图 | 47 |
| 第21图 | 山根遺跡B地点第46号住居址实测图 | 48 |
| 第22图 | 山根遺跡B地点第47号住居址实测图 | 49 |
| 第23图 | 山根遺跡B地点第35、50、52号住居址实测图 | 50 |
| 第24图 | 山根遺跡B地点第15、49、50、52号住居址实测图 | 51 |
| 第25图 | 山根遺跡B地点第55、56、57号住居址实测图 | 52 |
| 第26图 | 山根遺跡B地点第62、63、64、65号住居址实测图 | 53 · 54 |
| 第27图 | 山根遺跡B地点第57、58、60、67、69号住居址实测图 | 55 |
| 第28图 | 山根遺跡B地点第66、68、69号住居址实测图 | 56 |
| 第29图 | 山根遺跡B地点第70、71、72、73、78号住居址实测图 | 57 |
| 第30图 | 山根遺跡B地点第72、73、74、75、76号住居址实测图 | 58 |
| 第31图 | 山根遺跡B地点第77、78号住居址实测图 | 59 |
| 第32图 | 山根遺跡B地点第79、80号住居址实测图 | 60 |
| 第33图 | 山根遺跡B地点第81、82、83号住居址实测图 | 61 |
| 第34图 | 山根遺跡B地点第30号住居址及び弥生土器实测图 | 62 |
| 第35图 | 山根遺跡B地点第1号住居址出土土器实测图 | 63 |
| 第36图 | 山根遺跡B地点第1号住居址出土土器实测图 | 64 |
| 第37图 | 山根遺跡B地点第1号住居址出土土器实测图 | 65 |
| 第38图 | 山根遺跡B地点第1·2·3号住居址出土土器实测图 | 66 |
| 第39图 | 山根遺跡B地点第3·4号住居址出土土器实测图 | 67 |
| 第40图 | 山根遺跡B地点第6·7号住居址出土土器实测图 | 68 |
| 第41图 | 山根遺跡B地点第7号住居址出土土器实测图 | 69 |
| 第42图 | 山根遺跡B地点第7·9·11号住居址出土土器实测图 | 70 |
| 第43图 | 山根遺跡B地点第15·16·17·22号住居址出土土器实测图 | 71 |
| 第44图 | 山根遺跡B地点第22·24·25号住居址出土土器实测图 | 72 |
| 第45图 | 山根遺跡B地点第27·29号住居址出土土器实测图 | 73 |
| 第46图 | 山根遺跡B地点第31号住居址出土土器实测图 | 74 |

| | | |
|------|--------------------------------|-----|
| 第47図 | 山根遺跡B地点第31号住居址出土土器実測図 | 75 |
| 第48図 | 山根遺跡B地点第32号住居址出土土器実測図 | 76 |
| 第49図 | 山根遺跡B地点第32・33・34・35号住居址出土土器実測図 | 77 |
| 第50図 | 山根遺跡B地点第35・36・37・38号住居址出土土器実測図 | 78 |
| 第51図 | 山根遺跡B地点第38号住居址出土土器実測図 | 79 |
| 第52図 | 山根遺跡B地点第38号住居址出土土器実測図 | 80 |
| 第53図 | 山根遺跡B地点第40号住居址出土土器実測図 | 81 |
| 第54図 | 山根遺跡B地点第41・43・44号住居址出土土器実測図 | 82 |
| 第55図 | 山根遺跡B地点第46・47号住居址出土土器実測図 | 83 |
| 第56図 | 山根遺跡B地点第47・48号住居址出土土器実測図 | 84 |
| 第57図 | 山根遺跡B地点第48号住居址出土土器実測図 | 85 |
| 第58図 | 山根遺跡B地点第49・50・55、58号住居址出土土器実測図 | 86 |
| 第59図 | 山根遺跡B地点第58・60・62号住居址出土土器実測図 | 87 |
| 第60図 | 山根遺跡B地点第62号住居址出土土器実測図 | 88 |
| 第61図 | 山根遺跡B地点第63・64・65・66号住居址出土土器実測図 | 89 |
| 第62図 | 山根遺跡B地点第68・69号住居址出土土器実測図 | 90 |
| 第63図 | 山根遺跡B地点第73・74号住居址出土土器実測図 | 91 |
| 第64図 | 山根遺跡B地点第75号住居址出土土器実測図 | 92 |
| 第65図 | 山根遺跡B地点第75・77・78・79号住居址出土土器実測図 | 93 |
| 第66図 | 山根遺跡B地点第80号住居址出土土器実測図 | 94 |
| 第67図 | 山根遺跡B地点第80号住居址出土土器実測図 | 95 |
| 第68図 | 山根遺跡B地点第81・83号住居址出土土器実測図 | 96 |
| 第69図 | 山根遺跡C地点溝出土土器実測図 | 97 |
| 第70図 | 山根遺跡B地点出土土器変遷圖 | 100 |
| 第71図 | 山根遺跡B地点出土土器変遷圖 | 101 |

写真図版目次

| | |
|-----|----------------------|
| 1-1 | 山根遺跡遠景 |
| 1-2 | 重機による表土剥ぎ風景 |
| 2-1 | 発掘調査風景 |
| 2-2 | 見学会風景 |
| 3-1 | 工事中の調査風景 |
| 3-2 | ほ場整備事業中の山根遺跡 |
| 4-1 | 山根遺跡B地点第1号住居址土器出状態 |
| 4-2 | 山根遺跡B地点第3号住居址カマド検出状態 |

- 5-1 山根遺跡B地点第4号住居址土器出土状態
- 5-2 山根遺跡B地点第4号住居址土器出土状態
- 6-1 山根遺跡B地点第31号住居址貯藏穴検出状態
- 6-2 山根遺跡B地点第35号住居址土器出土状態
- 7-1 山根遺跡B地点第35号住居址土器出土状態
- 7-2 山根遺跡B地点第80号住居址カマド内土器出土状態
- 8-1 山根遺跡B地点第38号住居址検出状態
- 8-2 山根遺跡B地点第38号住居址内土器出土状態
- 9-1 山根遺跡B地点第38号住居址内土器出土状態
- 9-2 山根遺跡B地点第38号住居址内土器出土状態
- 10-1 山根遺跡B地点第46号住居址土器出土状態
- 10-2 山根遺跡B地点第46号住居址台付甕出土状態
- 11-1 山根遺跡B地点第73号住居址羽釜形土器出土状態
- 11-2 山根遺跡B地点第55号住居址須惠器蓋出土状態
- 12-1 山根遺跡各地点出土紡錘車
- 12-2 山根遺跡第30号住居址出土弥生式土器

第1章 調査の経緯と経過

第1節 調査の経緯

本庄市は埼玉県の北西部に所在する都市である。関越自動車道の本庄・児玉インターチェンジやJ R高崎線、あるいは国道17号線といった経済動脈にめぐまれており、工業化や遠距離通勤圏の住宅地として、その開発は近年とみに目まぐるしい。しかし、本来は養蚕と農業に依存する産業体系からなってきた地域で、現在でも市街地の周辺は農村で構成されている。これらの地域の土地改良事業は昭和40年代ごろから継続的に実施されており、南部地区では昭和42年に北泉中部土地改良事業が実施されている。この時に同事業地内に所在した男堀川条里は消滅している。また、同時点では文化財保護行政も充実していない時期であったのは遺憾である。その後、前述した地域の西側にあたる本庄市大字東富田、西富田、四方田地区に土地改良事業が浮上したのは昭和58年度であった。事業の内容は本庄市及び児玉町にかかる約315haを対象とした地域のほ場整備事業で、当初児玉町側より工事が実施され、本庄市側は5年後に工事が入る予定であった。ところが、昭和60年度より急遽本庄市側から実施されることが決定され、3カ年をかけて現地の埋蔵文化財発掘調査を行なうこととなった。この間の経過については、本報告書の1でふれたとおりであるので割愛する。

県営ほ場整備事業児玉南部地区における本庄市側の発掘調査は、女堀川と上越新幹線に挟まれた地区を昭和60年度に行ない、上越新幹線と男堀川の間に昭和61年度にあたり、最終の昭和62年度には男堀川と浅見山にかかる地区を対象とした。各年度の事業実施地区には必ず遺跡が所在しており、これらの多くはそれまでに発掘調査が実施されたことのないものであった。したがって、試掘調査は必須の条件となった。なお、3カ年の調査実施期間中に絶えず設計変更が生じ、発掘調査業務に影響をあたえたことは遺憾である。

現地における発掘調査は3カ年で完了したが、出土した遺物並びに記録品である図面、写真類は膨大な量となった。また、同時に実施している他の事業との兼ね合いから、発掘調査年度に整理、報告書の刊行は不可能な状態であったため、発掘調査完了後の2カ年にわたり整理作業を行なうこととなり、その予算化も継続して文化庁側と農政側で負担されることとなった。このことは、埋蔵文化財の発掘調査が現地における発掘のみを対象とした事業ではなく、出土品等の整理、報告書刊行をもって埋蔵文化財の保存事業のすべてが完了することを意義づけるものであった。

第2節 山根遺跡発掘調査の経過

県営ほ場整備事業児玉南部地区の3カ年目にかかる地区には、本庄53-076号遺跡として埼玉県遺跡地図に登録されている山根遺跡が広範囲に分布していた。同遺跡は丘陵の傾斜面上に所在しており整備事業に際してカットもしくは削平の設計が明白であった。

当該年度にかかる文化財の協議については、昭和62年5月29日付け本地第393号で埼玉県本庄土地改良事務所長から本庄市教育委員会教育長宛て「昭和62年度県営ほ場整備事業児玉南部地区の工事計画に伴う埋蔵文化財の取り扱いについて（依頼）」が届いた。これを埼玉県教育委員会に経由した。

これに対して、昭和62年7月8日付け教文第408号で埼玉県教育委員会教育長より本庄市教育委員会教育長に「昭和62年度県営ほ場整備事業児玉南部地区の事業計画に伴う埋蔵文化財の取り扱いについて（通知）」が届き、同文書は本庄土地改良事務所長宛でも送付された。その後、同年7月に埼玉県教育局指導部文化財保護課、埼玉県耕地課、本庄土地改良事務所と本庄市教育委員会の4者で調整会議が開催され、調査対象、負担面、期間等の調整を行なった。上記の経過を経て昭和62年7月20日付けで「遺跡埋蔵文化財保存事業委託契約書」が、埼玉県知事畑和と本庄市長織茂良平（当時）との間で締結し、昭和62年7月27日より現地の調査を実施した。現地の調査は7月より10月までの試掘及び発掘調査を増田が担当し、11月より翌年の1月までは文化財保護係長の命により長谷川が実施した。

発掘調査にかかる事務的な手続きは、昭和62年6月8日付け本教社発第144号で「埋蔵文化財発掘調査の通知」を埼玉県教育委員会に經由して文化庁長官宛で提出した。これに対して、昭和62年7月2日付け教文第2-78号で「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について」の通知書が埼玉県教育委員会より本庄市教育委員会に届いた。また、昭和62年9月29日付け62委保記第2-2989号で「文化財保護法第98条の2第1項の規定に基づく埋蔵文化財発掘調査通知書の受理について（通知）」が文化庁より埼玉県教育委員会に通知されたことを、昭和62年10月14日付け教文第3-91号で埼玉県教育委員会から本庄市教育委員会に通知された。また、出土遺物については、昭和63年3月5日付け本教社発第75号で、本庄市教育委員会より本庄警察署長宛で「埋蔵文化財発見届」を提出した。

第3節 発掘調査から報告書刊行至る調査組織

本庄市教育委員会

教育長 坂本敬信

【昭和62年度】

社会教育課

課長 荒井正夫
 課長補佐 小林弘子（文化財保護係長兼務）
 主事 長谷川勇（文化財保護係）
 主事 増田一裕（ " ）
 主事補 早野秀之（ " ）

【昭和63年度】

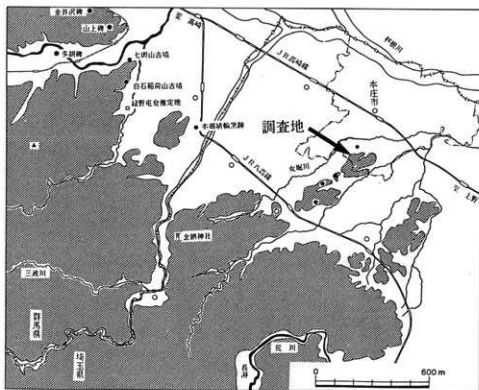
社会教育課

課長 荒井正夫
 課長補佐 田村文一（文化財保護係長兼務）
 主事 長谷川勇（文化財保護係）
 主事 増田一裕（ " ）
 主事 早野秀之（ " ）

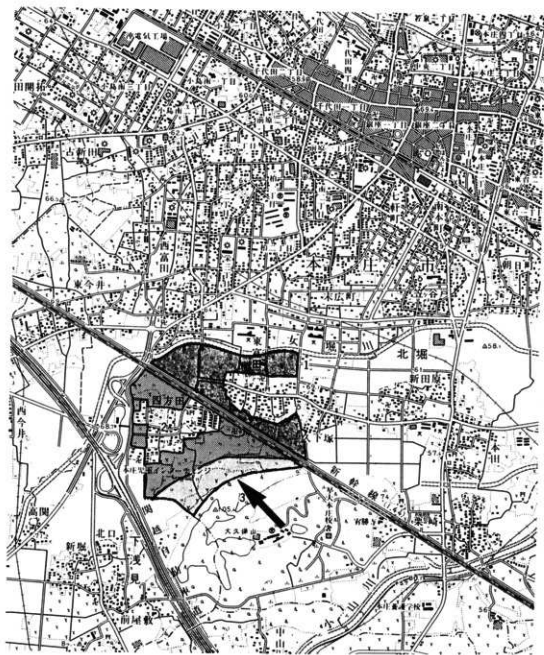
【平成元年度】

社会教育課

課長 荒井正夫
 課長補佐 田村文一（文化財保護係長兼務）
 主事 長谷川勇（文化財保護係）
 主事 増田一裕（ " ）
 主事補 太田博之（ " ）
 主事補 赤尾直行（ " ）



第1図 本庄市位置図



第2圖 発掘調査位置図

第2章 地理歴史的環境

第1節 地理的環境

埼玉県の県庁所在地である浦和市は、南関東に属する。対する本庄市は埼玉県の北西部に位置し、北関東に含まれる。これを反映するように、群馬県高崎市へは鉄道で約20分の距離にあり、利根川をはさむ対岸には、群馬県伊勢崎市が隣接する。また、周囲の山容は西より浅間、妙義、榛名、赤倉、赤城、男体、そしてかつては筑波の孤峰も望むことができ、五州の山々に囲まれた地理的環境を物語っている。冬になると赤城下ろしが吹き、方言も群馬県側のそれに近い。発掘される土師器の形式は南関東の例とは合致せず、むしろ伊勢崎市周辺に類例をもとめることが可能である。したがって、地理、経済圏、文化圏、風土、環境等は、群馬県南にほぼ等しい。

本庄市が立地する地理的な条件は、市域の北側を流水する利根川や烏川によって形成された低地と南側に広がる台地並びに、市内唯一の山である浅見山（大久保山）からなる。しかし、これらの台地や山の形成過程並びに環境を紹介するには、今一つ広域な範囲で眼を転じなければならない。本庄市を含む児玉郡が立地する、本庄台地の後背にあたる南方には、関東山地の北西部にあたる山並みがつづく。これらは上武山地と命名されており、標高は300～500m前後を測る。その一峰である東御荷鉾山と西御荷鉾山及び、ここを水源とする三波川の名は、地質学や岩石学上著名である。前述した地形は「三波川帯」の標式地となっているが、同部分は緑色岩などの結晶片岩類で構成され、隣接する地域にはチャート層が分布する。前者は石器時代の石斧等の材料となり、後者は石鎌等に使用され、古くより自然の恩恵を受けている。

上部山地の北側には丘陵が派生する。山地と丘陵の間には八王子・高崎構造線が走り、ほぼ150mの等高線上に反映されている。同線の北西部に位置する児玉郡神川町の御嶽山の鏡岩はチャート層が断層により磨かれた断層鏡である。丘陵は西部の神川町、児玉町、本庄市に分布するものを児玉丘陵と呼称され、東部の美里町、岡部町に分布する一群が松久丘陵と呼称されている。丘陵の山地近くは第三紀層より成り、北東方向に派生する生野山と浅見山（児玉丘陵）並びに、山崎山と諏訪山（松久丘陵）は残丘性丘陵でなだらかな孤峰がたらなる。標高は100～130m前後で、高位段丘礫層が堆積する。各丘陵の一部には武蔵野面が見られる。

残丘性丘陵をのせる台地部の内本庄市、児玉町、神川町、上里町に広がる本庄台地は、上部山地に端を発する神流川堆積作用により形成された扇状地性台地で、神流川の左岸にあたる群馬県藤岡市もその範囲に含まれるが、埼玉県側において最も良好な発達を観察することができる。この堆積作用のため市内を走る等高線は、北東部に向けて弧状を描く。本扇状地性台地の分布は、群馬県鬼石町浄法寺付近が扇頂部で、標高300m前後を数える。対する扇端部は児玉郡上里町神保原から本庄市の市街地北縁を通過し、女堀川と小山川が合流する部分の大字東五十子まで追跡することができる。この部分を本庄段丘と命名されている。北側に広がる低地との比高差は6～7m前後で、崖の形成は市街地の北側で顕著である。崖上の標高は50～60mで、扇頂から扇端までの距離12kmに対して落差は240mを数える。

段丘崖下の北方一帯は利根川及び烏川の氾濫源で、妻沼低地の上流部にあたる。標高40～50mを測り、氾濫による河川跡や自然堤防が微高地もしくは微低地に反映されており、後者は現集落の立地と重複する。しかし、近年の土地改良事業により、それらの痕跡はほとんど観察することが不可能な状態になっている。

以上のごとく、本庄市は低地、台地、丘陵部からなるが、遺跡はほぼ台地部に集中する。台地上を流す河川については、女堀川と男堀川がそれぞれ東流している。これらの河川は南方の上部山地に水源を持つもので、扇状地の東南縁を流下し、周辺は沖積化が著しい。ところで、両河川とも市内の東側では流路をほぼ東西に向けるが、これは現状の地形に整合しておらず、条里等に関連する人工の堀である可能性を示唆している。扇状地上を流す河川等の中に、ある気象条件下にのみ発生する野水がある。久上水と呼称されており、市街地西部の大字今井と大字西富田地区に湧水地が観察される。各河川は本庄段丘崖に至り、同部分を大きく侵食し開析する。このような地点を観察すると、本庄城址の東側、本庄自動車学校の西側の2カ所が最も深く侵食しており、かつて大規模な河川が流入していたことを物語っている。後者は兎玉町蛭川から本庄市大字東富田をへて、けや木3丁目から崖に至るもので、流末に蛭川端の地名が遺存することから、かつて「蛭川」と呼ばれる河川が存在したことを指示している。また、近年の発掘調査では旧女堀川と推定される流路も検出されており、自然河川の復原研究が進行しつつある。各河川や野水の流末にあたる段丘崖下には泉が多く、その一つである若泉の泉は市民の憩いの場となっている。

本庄市の埋蔵文化財の大半を包蔵する台地部分の地質学的に内容については、近年土壌分析等の成果により詳細が判明しつつある。本台地は前述したごとく、神流川の堆積作用により形成されているため、砂礫層が一様に分布する。層厚は12m前後を測る。この層内には伏流水が確認されている。余談ではあるが、本庄市の上水道は低地面下約150mより取水しており、同付近の標高は50mであるから海面下に滞水していることになる。

砂礫層の上位にはローム層が被覆している。『関東ローム』（関東ローム1965）によれば、周辺は大里ロームと命名され、兎玉E9-9の層位柱状図を見るとローム、Y・P、ローム、B・P、ローム、の順に堆積するとされるが、各所の発掘調査の肉眼観察によるかぎり、いわゆるソフトロームとハードロームの2者に大別される程度で、層厚も1m前後と貧弱である。しかし、本庄市の大字西五十子で得られた土壌を分析した結果、黒土下のローム層中にU・Gが含まれており、その下位に4層ほどつづくローム層は浅間火山を給源とすることが判明している。同ローム層の下位からはA・Tの純層も確認されている。ただし、各地域で一様に検出されているわけではない。以上の点から本台地を被覆するローム層は約18,000～10,000年前に形成されたものと考えられ、北関東の上部ロームに対比される。なお、B・Bは観察されない。

ローム層の上位に堆積する黒土層は緻密には数層に分離され、層厚は約0.5～1mを測る。生成起因はやはりテフラからなり、浅間・榛名両火山を起源としている。鍵層として著名なものに天明3年の浅間Aバミスがある。本庄市における考古学的遺物の包含層は、この黒土層とローム層が対象となるが、後者を包含層とする旧石器の類例は極めて少ない。

第2節 歴史的環境

本庄市の所在地は前節でふれたように、埼玉県の北西部に位置する。種々の面において群馬県との関連性が大きく、古代においても遺構や遺物によく反映されている。古代史上における本庄付近の位置は、秩父国造の勢力範囲と推定されるが、西方へ10kmの神流川を越えた群馬県藤岡市には緑壁土倉が所在しており、安閑紀に記載されている武蔵国造の内紛の説話にもあるように、関連深い地域である。周辺で著名な遺跡としては白石稲荷山古墳、七興山古墳、上野三碑などが分布している。

一方、近隣の児玉郡内に眼を転じると、児玉町には県内最古の古墳である鷺山古墳が所在し、その周辺には生野山將軍山古墳、金鎖神社古墳、公卿塚古墳が所在しており、いずれも5世紀中葉代で直径60m前後の盟主級古墳で、叩き目格子模様の円筒埴輪を使用している。本庄市を含む児玉郡内には古式古墳が県内でも最も多く集中しており、近年ではB種ヨコハケ円筒埴輪を使用する古墳の類例が増加しつつある。

【旧石器時代】

さて、市内の歴史的環境は、ローム層の堆積が示すように旧石器時代まで遡る。市内最古の遺物は石神境遺跡、社員路遺跡、田端屋敷遺跡よりナイフ形石器が出土しており、他に古川端遺跡で細石刃と彫器。三空山古墳からは尖頭器、舟底形石器が出土しており、宥勝寺北裏遺跡においてはローム層中に剥片が包蔵することが確認されている。

【縄文時代】

縄文時代に入ると、近隣の大利郡岡部町北坂遺跡より微隆起線文土器が出土しているが、市内においては未確認である。ただし、同土器に共伴する有舌尖頭器は空ヶ谷戸遺跡と将監塚遺跡で出土しており、将来隆線文土器群が検出される可能性を暗示している。隆線文土器群以降の縄文草創期の土器は宥勝寺北裏遺跡で絡状体圧痕文土器、爪形文土器が採集されており、つづく押形文土器も確認されている。遺構としては共栄の将監塚遺跡において多数の住居址が発掘されており、近年の試掘調査ではその分布範囲はさらに北方に続くものと推定され、周辺では最も大規模な集落跡と推測される。また、西富田前田遺跡からは加曾利E3式に所属する住居址と土壌が検出されており、今後も類例は増加するものと予測される。なお、市内で出土した縄文土器の型式には井草・大丸・夏島・稲荷台・田戸下層・田戸上層・茅山下層・茅山上層・黒浜・諸磯a・諸磯b・五領ヶ台・勝坂Ⅲ・加曾利E1～IV 称名寺・堀之内Ⅰ・堀之内Ⅱ・加曾利B1・加曾利B2・安行Ⅱ・安行Ⅲaが見られる。

【弥生時代】

市内において弥生時代に属する遺跡や遺物は極めて少ない。本時代の遺跡の立地は児玉郡内の場合丘陵ぞいの谷田が形成される地形に分布するが、市内で同様な地形を見せるところは浅見山の周辺及び、本庄段丘崖が侵食された部分である。前者の地点からは大久保山A遺跡が、後者の位置では薬師堂遺跡（二軒屋式）が発見されており、本報告の山根遺跡においては住居址も検出されている。

【古墳時代】

古墳時代に入ると、市内の遺跡は急激に多く出現する歴史的推移が見られる。本庄市の埋蔵文化財の大半は古墳、奈良・平安時代に代表されるといっても過言ではない状態である。

五領式期の遺跡は現女堀川の中流域で、関越自動車道本庄・児玉インターチェンジ周辺に集中する箇所がある。児玉町後張遺跡、川越田遺跡、本庄市四方田遺跡がそれで、近接して下田遺跡、七色塚遺跡のグループ。西富田本郷遺跡、社具路遺跡南地点がある。他に児玉町生野山、雷電下遺跡、本庄市今井諏訪遺跡が所在しており、前代の弥生時代の範囲を一回り大きくした女堀川流域を拠点に分布する。すなわち、これらの遺跡に取り囲まれた状態で、後の条里遺構が広がっており、五領式期に農耕生産地（水田経営）の進出がはじまったことを物語っている。このことは、弥生時代に谷水田が開拓されたと推定される地理的な立地を示すのと対象的である。

和泉式期に入ると注目すべき遺跡の出現のあり方を見せる。和泉Ⅰ式期に属する遺跡には後張遺跡、九反田遺跡、夏目遺跡等が見られるが、現状での分布は前段階の五領式期を圧倒するものではない。ところが、和泉Ⅱ式期の段階に至ると、西富田地区とインターチェンジ周辺、段丘崖ぞいに急激に集落遺跡が出現する。本段階は住居内に造り付けのカマドが導入される時期で、土器には須恵器の模倣品や、大形単孔甕の出現などが観察され、生活様式の変化が著しくなる。さらに、首長墓としての古墳葬制の採用がほぼ定着する段階でもあり、本地方においては一つの史的画期をむかえている。市指定文化財となっている二本松遺跡は本時期から鬼高式期への過渡期にかかる短期間の集落跡であり、他に社具路遺跡北地点、夏目遺跡、南大通り線内遺跡（草田郷の遺跡）が集中し、西富田遺跡群の一部を形成している。一方、段丘崖ぞいには五領式期にかかる遺跡として、大字小島の野下堂周溝墓群（五領Ⅳ式期）の被葬者が居住していた集落の存在が予測されるが、五領式期や和泉Ⅰ式期にかかる集落跡は皆無に等しい。しかし、次期の和泉Ⅱ式期になると小島本伝遺跡、本庄城址遺跡、薬師堂遺跡、諏訪新田遺跡、東五十字城跡遺跡が出現し、単に前代の集落から移動したとは考えがたい集落数の増加を見る。

鬼高式期に属する遺跡は多い。同Ⅰ式（古）に所属するものとして下田遺跡、今井諏訪遺跡、七色塚遺跡、南大通り線内遺跡、夏目遺跡、西富田新田遺跡、四方田遺跡、東五十字城跡遺跡がある。この内、夏目遺跡第51号住居址のカマド内からは、何らかの祭祀に使用された可能性が示唆される三連小壇が出土しており、また、カマド製作時に袖内に白玉を埋納する儀式も行なわれたようで、白玉出土の類例が多い。このことは、カマド導入に関連して、これにかかる新たな祭りが行なわれたことを暗示するものであろう。鬼高Ⅱ式期の遺構の数は多いが、編年的な作業が停滞する傾向にある。社具路遺跡北地点、山根遺跡、夏目遺跡において住居址が多く検出されている。いわゆる鬼高Ⅲ式期は型式設定自体に問題を残すが、古川端遺跡第10号住居址に類例を見る。本段階より一段階遡ると推定される南大通り線内遺跡第36A号住居址の一群にはTK209型式の須恵器環が2点共伴しており、鬼高式期の後半の時間的位置づけを暗示している。

【古墳墓】

市内にはかつて200余基の古墳が存在した。しかし、現在では盛土を残すものがわずかに20数基にとどまり、開発行為のすさまじさを反映している。このような破壊は近年にはじまったものではなく、主要古墳群が中山道ぞいに所在したため、その破壊は江戸時代にまで遡ることが発掘調査等により判明している。前述したごとく児玉郡内には多くの古式古墳が存在するが、市内には前山1・2号墳、公御塚古墳、熊野十二社神社古墳、三笠山古墳、八幡山古墳が所在しており、いずれも和泉式期に所

属する。この内、公御塚古墳からは叩き目格子文のある円筒埴輪が出土しており、滑石製模造品から5世紀中葉に位置づけられる。なお、本古墳は蛭川河川跡の岸に立地し、その上下流域には集落跡が多く所在しており、その被葬者像としてこれらの集団を統括した首長と推測される。

埴輪は前述した公御塚古墳の特殊な類例の他に、近年B種ヨコハケ円筒埴輪を使用した古墳がいくつか検出されている。三笠山2号墳、市立東小学校内の古墳に代表されるが、いずれも小規模な円墳である点は注目される。形象埴輪は石神境古墳より帽子をかぶった男子、女子、馬、家埴輪が墳丘を圍繞する状態で出土している。御手長山古墳からは男子農夫（市指定文化財）、家埴輪。関根古墳においては女子人物埴輪。三笠山7号墳の周堀内より馬埴輪が出土している。また、塚合古墳群内より盾、さしば埴輪が出土しており、形象埴輪の破片は多く採集されている。なお、埴輪窯址は宥勝寺北裏窯址と赤坂窯址の2カ所が所在するが、需要力や古墳の数から未確認の埴輪窯址が存在するものと予測される。

古墳群は約百数十基前後存在した旭・小島古墳群が県選定重要遺跡として指定されており、西群は5世紀中葉から6世紀前半の古式古墳が小規模な群を構成している。対する東群は7世紀代の終末期の群集墳で、全体として数支群に別れるようである。この中には全長60m前後と推定される前方後円墳も所在した。第2の規模を誇る古墳群としては塚合古墳群をあげることできる。約80基前後で構成されているものと推定されるが、早くより市街化が進行し、内容的に不明な点が多い。その他の古墳群には北原古墳群、御堂坂古墳群、鶴の森古墳群、東五十子古墳群、西五十子古墳群、大久保山古墳群、東富田古墳群が所在するが、内西五十子古墳群は現在調査中で大規模な群集墳であることが判明している。时期的には6世紀前半に限定される比較的古い群集墳と推定される。

以上の古墳が築造されたのは5世紀中葉から7世紀代の古墳時代中、後、終末期に至るものであるが、その内部主体については前山2号墳で粘土葺が検出されており、八幡山古墳では箱式石棺が検出されている。西五十子古墳群や、石神境古墳は推定される時期から、礎石ないし木棺直葬であった可能性が示唆される。最も多く築造された7世紀代の古墳は東谷古墳、御手長山古墳に代表されることなく、角閃石安山岩を加工した銅張りのある横穴式石室からなるが、大半は自然礫を使用したいわゆる模倣積み石室である。

【奈良・平安時代】

およそ奈良・平安時代にあたる真間・国分式期の遺跡は、分布調査等によってかなり確認されている。集落のほぼ全体が検出された得監塚遺跡は遺構や墨書土器等の遺物から郡衙に関連した遺跡ではないかと推察されている。本時期の集落跡は大字今井、共栄地区に顕著である。これは和泉、鬼高式期の集落跡が東方の西富田、東富田地区を中心に分布するのと対称的である。南大通り線内遺跡（草田郷の遺跡）の第51号住居址は国分式の比較的古い段階に所属するが、『武藏国児玉郡草田郷戸主大田部身万呂』と線刻された訪銅車出土している。これにより、同遺跡付近が和名抄に記載された草田郷の一部であることが確認され、かつての部民制の大田部が末裔が居住していたことが推定される。本庄城址遺跡は真間・国分式期の集落跡であるが、遺構数や発掘面積に比して異常に多く土師が出土しており、200数十点以上に及ぶ。あるいは、河川での漁業を業としていた集団であったかも知れない。木簡文書に武藏国から鮒を献上した記録が想起される。

真間・国分式期は律令国家体制の時代であるが、この時期に国家的あるいは、地域単位集団で大規模な土木事業がなされた遺構に、古代のほ場整備事業とも言える条里制遺構があげられる。女堀川流域と久下塚、新田原にかかる男堀川ぞいに遺存しているが、これらは現在のほ場整備事業により、数年後にはほぼ地表から消滅する運命にあり、誠に遺憾である。なお、同条里遺構は現況測量図を作成し記録保存している。

【中・近世】

本時代にかかる考古学的な遺構や遺物は少ない。発掘調査で判明した遺構としては中世墓がある。社具路遺跡北地点、今井原遺跡、本庄城址遺跡等で群として検出されており、前1者からは瓦類が出土しており、その中に六角形の露盤が検出されたことから、付近に六角堂が存在した可能性を暗示している。市街地南方に位置する浅見山の東麓には中世寺院跡が所在する。同部分は東谷中世墳墓跡でもあり、瓦類、五輪塔、板碑の他に黄瀬戸、瀬戸黒、瓦器製の骨壺が出土しており、市立歴史民俗資料館で保存されている。

古代から中世に至る時期には律令国家の崩壊とともに武士集団が発生する。児玉地方の動向も同様で、武蔵七党の一つ児玉党が出現する。その党祖は遠峰維行で、中央より阿久原牧の管理者と派遣されたが、土着し次第に児玉地方に勢力をのぼしたと推定されている。その子孫は荘氏を名乗るようになり、維行より5代目の荘小太郎頼家は、一の谷の合戦で戦死しているが、父にあたる家長は平重衡を生け捕り軍功をあげている。頼家の戦死に対して夫人の妙清禪尼は宥勝寺を建立する。今、児玉礼場の一つとなっており、その所在は前述した東谷中世墓の北にあたる。同寺の墓地には頼家の墓される五輪塔が文化財として指定されている。

児玉党の館跡は市内に多く分布しており、四方田館跡は最も遺存度が高い。その他に東本庄、栗崎本田、西富田、東富田、今井、牧西に所在する。これらの主は地名人名を持ち、それぞれ富田氏、今井氏、牧西氏を名乗るが、荘（庄）氏から分枝したことから四方田（しほうだ）、庄田（しょうだ）を名乗るものもいた。その中で、荘（庄）氏の本宗家と言う意味から本荘（本庄）を名乗り出している。本庄氏の本拠地は宥勝寺の東側に所在する字東本庄の地であったが、16世紀頃には現在の本庄3丁目5番の市街地北方にあたる、本庄段丘崖ぞいに移動し本庄城を築城する。ここに城下町が形成され、今日の本庄市街地が発展する基礎となるが、本庄城自体は弘治2年（1556）に築城後、わずか56年間で廃城となる。この間、まず天正18年（1590）に秀吉の関東攻で落城し、本庄氏は没落する。かわって、信州より転封された小笠原信嶺氏が新城主となる。しかし、小笠原氏も古河に転封され幕領となる。江戸時代の本庄の発展は、城址の南側を走る中山道の宿場町として出発する。江戸に近いことから経済、文化が発展し、現在でも文人等の遺産が残されている。天保14年（1843）には戸数1212軒を数えるに至り、中山道最大の宿場町として発展する。

本庄の近代の夜明は、中山道鉄道（現JR高崎線）や利根川の水利用した蕪市場があげられる。余談ではあるが、明治維新に机上ではあるが本庄遷都論も草案されている。その理由としては、東京湾から内陸部にあること、水が豊富であることに由来する。

現代は道路などの交通網の発達により、首都圏の遠距離通勤圏として再び発展する本庄市の礎となった祖先のあゆみをここでふりかえることは、未来の本庄をみつめることにもなる。

第3章 山根遺跡の調査

第1節 山根遺跡の位置と各地点の調査

本遺跡は埼玉県遺跡地図の本庄コード53-77号遺跡にあたる。本庄市大字四方田字山根一帯に所在する。JR高崎線の本庄駅からは南西に約2.5kmの位置に所在し、関越自動車道本庄・児玉インターチェンジからは東600mと指呼の距離にあたる。地理的な立地条件は本庄市街地の南方になだらかな山容を見せる、本庄市唯一の山「浅見山」の西北麓で、南側には標高105.4mの三角点がある。遺跡が立地する地点は山麓部にわずかに形成された台地状の地形で、ベルト状に西南方へ児玉町側の関越自動車道方面までのびる。この台地状地形は山の部分から侵食された谷により幾筋にも寸断されており、各台地には東から山根遺跡、児玉町根田遺跡、雷電下遺跡、飯玉東遺跡が所在する（第3図）。山根遺跡が立地する地点は標高66～70mを測り、北側の低地部は標高64～65mである。山間部との比高差は1m前後を数ぞえ、台地部自体も北西に傾斜している。山間部、台地、低地の境界は地目に反映されており、山間部は広葉樹林、台地部が畑地、低地部には水田が見られる。台地部と低地部の境には蛭川河川跡が流水していた。前述した各遺跡は同河川跡もしくは、その支流沿いに分布しており、下流には東富田遺跡群や直径60m余の公髷塚古墳が所在する。

本遺跡に発掘調査の手が加えられるのは今回がはじめてである。近接する遺跡で発掘調査が実施されたのは、西南方に所在する雷電下遺跡と飯玉東遺跡のみで、地理的立地状態からこれらの遺跡と本遺跡は関連するものと考えられた。しかし、範囲や規模、性格等は不明であったため、当初試掘調査から実施した。調査にあたっては当時耕作中の畑等があったため、台地上を部分的に開掘し、順次試掘の範囲を広げた。試掘調査及び本発掘調査は遺跡の範囲が広大であるため、台地上の谷を基準にA～C地点に分離して進めた。この内、B地点は最も台地の面積が大きく、北西方向の低地部に突出する状態であったため、その末端は削平される可能性があるため、遺構の範囲確認と発掘調査は大規模なものとなった。

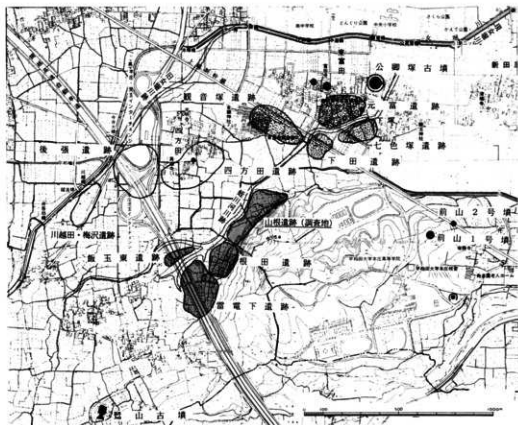
A地点は西方の児玉町との境界に接した地点で、山よりから低地部に向かって、3カ所試掘調査を実施した。地番は455番地を中心とした部分で、西より東へ第1～3トレンチと呼称した。第3トレンチは南東方の山麓近くまで開掘し、456、465番地までかかる。すぐ西方の児玉町側においても試掘調査が実施されており、山側よりの2次的な堆積が著しいことを確認した。住居址が検出されており、A地点も埋蔵文化財包蔵地であることを確認した。調査前まで本庄市遺跡地図には、周知の遺跡の範囲外であったが、事前の分布調査で周知の遺跡として登録済であった。

B地点は山麓の台地部が最も北西方に突出する部分で、面積も大きい。A地点とは小規模な谷で分離される。当初中央部の384、386、388、389番地に試掘トレンチを設定し、遺構・遺物の有無、性格、規模等を確認した。その結果、試掘を行なったほぼ全域に住居址を中心とする遺構が分布することが判明した。なお、384番地を中心とする部分は、全面表土剥ぎによる遺構存在の確認後、埋め戻した。しかし、改修後の男堀川と平行する幅10mの部分は最も突出し、周辺の低地と同様のレベルに削平されるため、全面発掘調査を行なった。B地点はかなりの密集度で住居址が分布しており、本集落跡の

中心部である可能性が濃厚である。B地点で発掘調査の対象としたのは、他に北側に東西に走る舗装道路予定地がある。台地の端部にあたり、谷状地形が入り組む。この部分でも住居址と溝を中心とする遺構が検出されている。

C地点は遺跡の東端にあたる。台地部分はわずかな面積であるが、南方の山側より大規模な谷が北方に延び、これにより地点を別けた。前述した低地と台地部を区切る舗装予定道路部分を発掘調査した。やはり住居址等が検出されたが、遺構の分布密度は粗密であった。以上のごとく分布調査、試掘調査、発掘調査等により判明した本遺跡の内容は、B地点を中心に大規模な集落跡が存在したことで、本庄市側において浅見山北西麓ではじめて古墳、奈良・平安時代の集落跡が確認されたことになる。

各地点より出土した遺構の大半は住居址である。発掘調査した住居址の件数は100軒余を数える。時期的には和泉式から鬼高、真間、国分式に至るもので、雷電下遺跡等近隣の遺跡で確認された集落跡の内容から、古墳時代前期以来集落の選地を行ないながら移動した、一連の集落跡と推定される。なお、他の遺構としては土壌、溝、井戸が検出された。遺物は主として土師器、須恵器であるが、若干の縄文土器、弥生土器が出土している。他に石鏃、石斧、斧形石製模造品、剣形石製模造品、白玉耳環、紡錘車、土鍾、砥石が出土している。



第3図 山根遺跡周辺の遺跡分布図



第4图 山根遺跡A~C地点位置图

第2節 山根遺跡A地点の調査

第1号住居址

中央部のトレンチで検出された。本遺跡において最初に確認した住居址で、一部を拡張し規模を観察した。東側にカマドを保有し、やや台形プランを示す。一辺3mを測る。

第2号住居址

第1号住居址の東側に接して検出された。両住居址は重複している。確認したのは南東コーナー部を中心とした部分のみで規模については不明である。

第3・4・5号住居址

前者より山よりで傾斜が著しくなる部分にあたる。周辺はかなり住居址が重複しているものと推定され、各住居址の切り合い関係については不明である。

第6・7・8号住居址

第6・7号住居址はトレンチの限界付近で検出したため、規模等は不明であるが、第8号住居址とそれぞれ重複しているものと考えられる。第8号住居址はトレンチの中央部で検出した。壁面の輪郭については不明瞭であったが、4本柱穴が観察され、南側に本住居址のカマドと推定される遺構が検出されたため、これらをもとに復原すると一辺4.5m前後の規模と考えられる。

第9・10号住居址

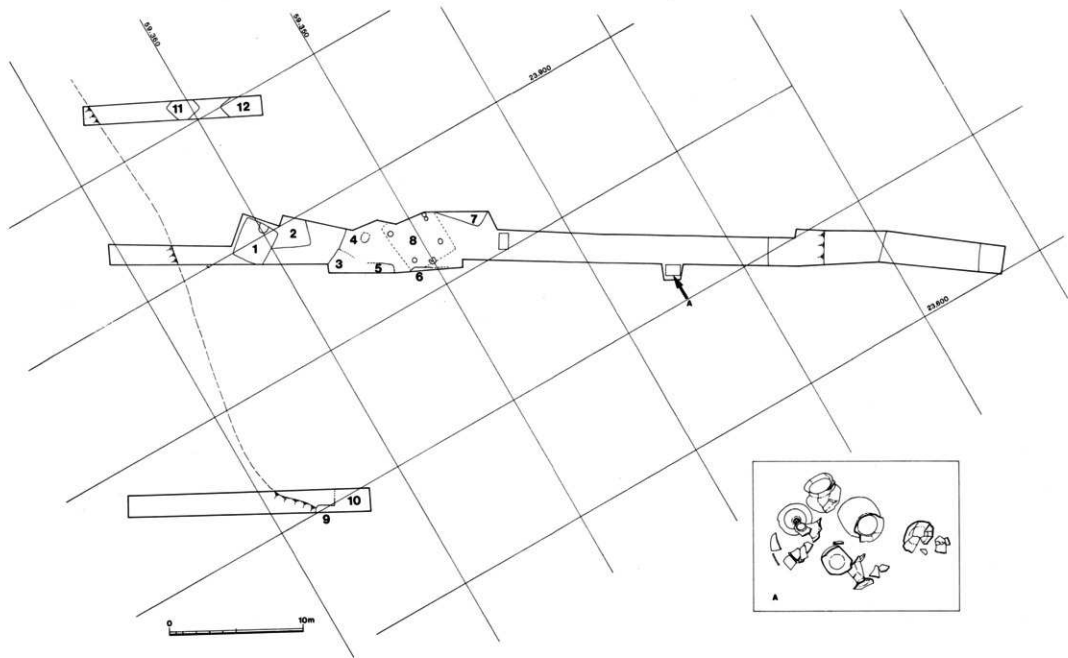
兒玉町よりのトレンチにおいて検出された。トレンチの南東限界付近で2軒が重複しているものと推定される。詳細については不明。

第11・12号住居址

北西側のトレンチ内において2軒の住居址を確認した。第11号住居址はほぼ東西南北に配置しており、小形のプランを呈する。一辺は2mを測る。第12号住居址は南東部がトレンチの限界にのび、規模は一辺3m以上と推定される。

以上12軒の住居址の輪郭を検出したが、中央のトレンチで第7号住居址の南東側で、カマドと考えられる遺構と土器を検出しており（第5図長方形内）、さらに第7号住居址の東南約17mの地点においては甕と高坏が出土しており（第5図A）、山よりの地点まで住居址遺構が分布するものと推測される。一方、低地部に接する部分では3トレンチで急激な落差と黒色土の推積が観察された。

出土した遺物は鬼高Ⅱ式と真間式の土師器を主とし、B地点の住居址と一部同時期にかかる。



第5図 山根遺跡A地点遺構配置図

第3節 山根遺跡B地点の遺構

第1号住居址（第9図）

約2/3を開掘した。北及び東壁面と東コーナーを確認した。一辺6.5m以上を測る。東壁ぞいに壁溝が走り、幅18cmを測るが、両側にそって直径10cm前後の小ピットが並ぶ。貼床が施されており、柱穴と考えられるピットを3カ所で確認したが、壁面に近接している。なお、1カ所は先の土壌内に位置する。東コーナー付近の第2号住居址にかかる部分は、土壌により切断されているが、この部分の西に接して貯蔵穴が検出された。下底部は柱穴等で複雑に入り組むが、上辺は方形に近く、その範囲は東西00cm、南北00cm、深さ00cmを測る。カマドは北壁の中央部よりやや西よりに位置する。下半分の遺存度が良好である。

遺物はカマド内及び両袖周辺の床面上に放置遺棄状態で、多くの完形に近い土器が出土した。器種としては土師器環、壺、小甕、鉢、台付碗等で、環は身と蓋を模倣している。鬼高Ⅱ式新段階に所属する。

第2号住居址（第9図）

南側は第1号住居址に切断されており、北側は溝1により破壊されている。また、西側は調査範囲外にあたる。したがって、東壁と床面からその範囲が判明するにとどまる。しかし、東壁の南側で土壌付近が南東コーナーと推定されること、あるいは北側の溝1以北の第3号住居址内に、本住居址の痕跡が認められないことから、南北の一辺は約5mと推定される。東壁の北半分は壁溝が検出されており、幅15cmを測る。第1号住居址の壁溝と同様に溝内に小ピットが存在する。柱穴は第1号住居址の貯蔵穴北側に接して1カ所確認しており、対する北側は位置的に溝1により破壊されている可能性がある。貯蔵穴は本住居址と第1号住居址を切断している土壌内の北側に認められる。上半分は破壊されているが、方形を呈しており、一辺50cmを測る。カマドは東壁面に検出されたが、貯蔵穴との位置関係からやや南よりに配置するものと推定される。後方が若干壁面より突き出している。煙道は検出されていない。長さ1m、幅1mを測る。

遺物は概して少なく床面上より碗等が出土したにすぎない。和泉Ⅱ式期と推定される。

第3号住居址（第10図）

溝1の北側一帯に所在する。約3/4を開掘した。南壁は溝1により消滅している。北壁は農道に接する部分でわずかに確認することができた。西側は調査範囲外にあたる。東壁が明瞭で北側の一部は第4号住居址を切断している。一辺は約5.5mと推定される。貼床が観察され、第4号住居址の貼床面とは明確な土質の差が認められる。壁溝は南側で検出しており、幅8cmを測る。柱穴は南側において検出されたが、北側については不明である。一つの直径は約65cmを測る。貯蔵穴は位置的に見ても溝1の中にあたり、同部分にその下底部がわずかに観察される。カマドは東壁の南よりに位置しており、煙道が壁外に延びるが、その末端はピット状を呈している。長さ95cm、幅1mを測る。煙道の長さは70cm、幅45cmを測る。なお、床面上には不定形なピットが若干検出されたが、その性格については不

明である。

遺物はカマドの正面に甕が転倒しており、カマドの右袖に接した床面上には、土師器杯の蓋と身の模倣品がセットの状態で見つかったまま出土している。他に鉄製品が出土しており、住居址内を通過する溝1の底部からは支脚が出土している。鬼高Ⅱ式新段階に所属する。

第4号住居址（第10図）

確認された範囲は極めて限定的であるため、詳細に不明な点が多い。大半は農道下に埋没するものと考えられる。東南コーナーを中心に検出しており、西側は第3号住居址に切断されており、東側は第5号住居址を切断している。一辺1.50m以上であること以外規模は不明である。貼床施設が認められる。壁面から20cmの間隔を置き方形に近いプランの貯蔵穴が検出された。一辺80cmを測る。カマドは農道下に存在するものと予測される。

遺物は貯蔵穴内に転落状態で甕が出土しており、貯蔵穴と第3号住居址の間の床面上には土付小甕と鬼高型高杯が完形ないしそれに近いものが、放置遺棄状態で出土した。鬼高Ⅰ式新段階に所属する。

第5号住居址（第10図）

大半は北側の農道下に位置する。検出できたのは南壁のみである。西側は第4号住居址に切断されており、東側は第6号住居址と重複する。一辺は東西3.5m以上を測る。壁溝は存在しない。

第6号住居址（第11図）

約1/2を開掘した。北半分は農道下に埋没している。西壁及び東壁と南壁を検出しているが、西壁以外は不明確である。南壁に平行する状態で溝1が通過するが、これにより南コーナーは破壊されている。東コーナーはかろうじて残存している。一辺は東西5.3mを測る。壁溝は存在しない。柱穴と推定されるピットは東西にそれぞれ1カ所ずつ確認された。東側は2段になっており、直径68cm、西側は直径50cmを測る。貯蔵穴は南コーナーよりで、壁から少し離れた位置に造られているが、一部は溝1に破壊されている。プランは楕円形を呈し、直径約1mを測る。カマドは西壁に所在する。長さ90cm幅95cmを測る。

遺物はカマドと貯蔵穴周辺で甕が若干出土したにとどまる。鬼高Ⅱ式に所属する。

第7号住居址（第11図）

溝1をはさみ、第6号住居址の南に所在する。比較的小形の住居址で一辺3.5mを測る。壁溝は認められなかった。貼床施設が観察される。また、柱穴も見られない。カマドは東コーナーに造られており、壁面と直行する状態ではない。長さ80cm、幅1.3mを測る。両袖の正面に甕が補強材として埋設されている。また、2つの甕の上には甕が懸垂されていた。本住居址の貼床面下には一回り小形の住居址が存在する。前者を第7A号住居址とし、これを第7B号住居址とする。壁溝は確認されなかったが、壁ぞいに直径00cm前後の小ピットが等間隔で圍繞している。

遺物は第7A号住居址の床面上に放置された状態で散乱しており、須恵器甕、土師器甕、瓶、杯、高



第6図 山根遺跡B地点遺構配置図

環などが出土している。一部混在するが鬼高式期の終末に位置するものと推定される。

第8号住居址（第11図）

西北部分を先の第7号住居址に切断されている。壁面は東と南及び西と北の一部が残存している。南北3.7m、東西3.5mを測る。壁溝は検出されなかった。貯蔵穴は東コーナーよりで検出されており、大小2つのピットよりなる。大形のピットは直径65cmで、円形プランを呈しており、中に段が付く。もう一方のピットは直径25cmを測り、貯蔵穴に隣接する柱穴と推定される。カマドは東壁のやや南よりに位置する。長さ75cm、幅80cmで第7号住居址に切断される。

遺物は床面の遺存度に比して少なく坏等が若干出土したにとどまる。鬼高Ⅰ式の古段附か。なお、本住居址と第7号住居址の西側には住居址の壁面と考えられるL字形のくぼみが検出されたが、住居址であるかは確認できなかった。

第9号住居址（第11図）

第7、8号住居址の東に接して検出されたが、遺存度が悪い。確認されたのは北東コーナーを中心とする北及び東壁の一部で、コーナーは丸みを帯びる。壁溝、柱穴、貯蔵穴等は検出されなかった。一辺は3m以上と考えられ比較的小形の住居址と推定される。カマドは東壁に位置する。長さ80cm、幅80cmを測りやや壁外に張り出す。遺物はカマドの周辺に完形品の坏等が3点出土したにとどまる。鬼高Ⅱ式に所属する。

第10号住居址（第17図）

本住居址からは農道の北側に所在する。単独で検出され、完掘している。プランは方形に近いが、全体に台形状で丸みを帯びる。東壁は2.4m、西壁は2.0m、東西2.6mを測る。壁溝は存在しない。柱穴は東西の中央部に対の状態検出され、本住居址が四本主柱穴の構造を示さないことを示唆している。カマド、炉等は存在せず、小形の住居址であることから、居住を目的とする施設であるか検討を要する。

第11号住居址（第12図）

第10号住居址の北西で単独に所在し、完掘した。西南から南東方向は3.3m、北西から南東方向では2.6mを測る長方形プランの住居址である。床面上に6カ所ピットが存在するが、本住居址の柱穴にあたるものか不明である。貯蔵穴は東コーナーに接して小形のものが検出されており、楕円形に近いプランを呈している。長さ54cmを測る。カマドは北東壁のほぼ中央部に痕跡と思われるものを観察したが、詳細は判明しなかった。

遺物は概して少なく貯蔵穴と壁面の間で甕を出土した程度である。

第12号住居址（第12図）

調査地区の東側限界に接して検出された。西南コーナーを確認したにとどまる。北側は第13号住居

址に切断されており、一辺2m以上を測る。幅8cmの壁溝が観察される。西壁は一部攪乱されている。同部分に接した床面上に小規模なピットが検出されたが、柱穴であるかは不明である。なお、本調査地の東側に接して器材小屋を設営した際に、土器が出土しており、住居が存在する模様である。

第13号住居址（第12図）

調査地区の北辺にあたる。検出した規模は約以下と推定される。北西及び南西壁面と西コーナーを検出しており、一辺は6m以上と推定され、大形の住居址である。壁溝が観察され、幅10cmを測る。調査範囲内において柱穴は確認されていないが、北壁よりで1カ所ピットが観察される。カマドは南西壁の西コーナーにかなり近接した状態で検出された。なお、北西壁面は土壌及び溝3と切り合っている。

第14号住居址（欠番）

第16号住居址（第13図）

遺存度が極めて悪く貯蔵穴の周辺を確認したにとどまる。壁面は東の部分が若干検出されており、西壁は調査地区北西限まで追跡することが可能である。南コーナーを復原すると一辺は約2.0m以上と推定される。貯蔵穴は壁面から30cm離れて存在し、方形を呈している。一辺85cmを測る。遺物は貯蔵穴周辺で出土しており、甕、高坏等が見られる。和泉Ⅱ式に属する。

第17号住居址（第13図）

第16号住居址の中央部にカマドが検出された。壁面など不明な点が多いが、第16号住居址とは別の住居址が確実に存在するようである。詳細に不明な点が多いが、カマドは長さ50cm、幅1mを測る。カマドの正面の床面上から甕が出土している。

第19号住居址（第13図）

大半は調査地区外に所在する。東西コーナー及び南壁を検出したにとどまる。東西の一辺は2.2mを測る。調査範囲内においては壁溝、柱穴、カマド等は確認されなかった。比較的小形の住居址であるものと推定される。

第18・20号住居址（第13図）

住居址の切り合い状態が著しい部分で、当初東側を第18号住居址に、西側は第20号住居址としたが最終的には一連のとして把握した。壁溝、貯蔵穴、カマドは検出されなかった。多数のピット群が検出されたが、柱穴にあたるものか不明である。

第21号住居址（欠番）

第22号住居址 (第13図)

北側は第20号住居址を切断しており、南コーナーは土壌により破壊されている。プランは長方形を呈しており、北西から南東の一辺は3.9m、北東から南西の一辺は3.4mを測る。壁溝が西コーナーを中心に確認された。幅10cmを測る。柱穴は検出されていない。貯蔵穴は後述するカマドの位置から南コーナーを破壊した土壌の部分に所在したものと推定され、この部分の土壌の輪郭が不定形である。カマドは南西壁のやや南コーナーよりで検出された。左袖を若干土壌に破壊されているものの、ほぼ残存している。長さ60cm、幅90cmを測る。

遺物は床面全体に散乱状態であったが、一部で押圧された状態で甕が出土した。また、扁平礫が多数散乱している。甕、坏が出土。鬼高Ⅱ式に所属する。

第23・24号住居址 (第14図)

かなり広範囲に住居址の床面が検出された。東西の壁面の幅は8.8mと長大で、一軒の住居址とすればかなり大規模なものとなり、一軒とするには疑問視された。また、中央部に溝4が縦走するため、この部分で2軒の住居址が重複する可能性が大きい。したがって、東側を第23号住居址に、西側は第24号住居址として把握した。規模等については不明な点が多いが、第23号住居址は東コーナーが確認されており、ここより東南壁は5.5mまで追跡することが可能で、末端は第25号住居址の北コーナーに切断されている。北側の調査地区限界の範囲などから、本住居址の規模は少なくとも一辺約6.0mと推定される。壁溝、柱穴、貯蔵穴、カマド等は確認されなかった。

第24号住居址は現状において西壁の一部以外に明確な範囲が把握できなかった。同壁面は南側は第25号住居址に切断されており、北側は土壌に破壊されている。第25号住居址及び土壌の間が範囲と推定され、本住居址は少なくとも一辺6.0m前後の規模を測るものと考えられる。壁溝、柱穴、貯蔵穴、カマド等は不明である。高坏、甕が出土しており、和泉Ⅱ式に属する。

第25号住居址 (第14図)

完掘した。北西部は第24号住居址を切断している。その他の部分は他の遺構と切り合い状態を示さない。プランは長方形を呈しており、西南から北東方向は4.3m、北西から南東方向は3.8mを測る。柱穴は四本支柱穴の状態を示し、東側にもう1カ所補助的なビットが存在する。直径35cm前後を測る。貯蔵穴は東コーナー側に位置する。楕円形のプランを呈しており、長径80cm、短径55cmを測る。カマドは東北壁のかなり東よりに設置されており、煙道が壁外に延びる。長さ70cm、幅85cm。煙道は長さ45cm、幅25cmを測る。

遺物は甕、高坏、坏、鉄製品と扁平な礫が多く出土している。鬼高Ⅱ式に所属する。

第26号住居址(欠番)

第27号住居址 (第15図)

完掘した。プランはいびつな台形状を呈する小形の住居址である。東壁の長さ2.9m、西壁の長さ2.5m、東西2.5mを測り、壁溝、貯蔵穴、柱穴は存在しない。カマドは東壁の南よりに片寄っており、本体は壁外に延びる。全体に円形状を呈しており、長さ60cm、幅75cmを測る。

遺物はカマド周辺に集中しており、カマド内より甕2点、左袖外側に立て掛けられた状態で甕が1点、右袖と壁面の間に甕がいずれも放置状態のまま出土した。真間式期に所属する。

第28号住居址 (第15図)

北側を第27号住居址に切断されており、北東部は第24号住居址と重複する。東コーナー及び南コーナーが認められ、東壁は蛇行し、上面はくずれた状態を呈している。一辺3.6mで、壁溝、柱穴、貯蔵穴、カマド等は検出されなかった。遺存度は全体によくない。

第29号住居址 (第16図)

完掘したが、プランはいびつな台形状を呈する。本調査地で検出した最も小形の住居址で、壁溝やカマドはない。柱穴と思われるピットは床面上で2カ所検出されたが、本住居址に伴うものか判明しなかった。北東壁の一部は土壌により破壊されている。一辺2.0m×2.5mを測る。

遺物は床面上より完形の坏が出土しており、真間式に所属する。本遺構が住居址であるかはなおも検討の余地を残している。

第30号住居址 (第16・34図)

遺構の遺存度は良好とは言えない状態であった。床面の約半分は第31号住居址に破壊されている。南北及び東壁面を検出し、東北と南東コーナーが残存していた。西壁部分は土壌並びにピット群により破壊されていた。一辺4.1mを測る。壁溝は存在しない。柱穴と推定されるピットは東北コーナーよりで1カ所のみ確認された。弥生時代の住居址である。

第31号住居址 (第16図)

完掘されたほぼ正方形のプランを呈する住居址である。北側の第30号住居址と西側の第33号住居址を切断している。床面の中央部は土壌により破壊されているが、遺存度は良好であった。一辺5.1mを測る。壁溝が圍繞しており幅10cmを測る。溝内には直径8cm大の小ピットが等間隔に並ぶ。柱穴は3カ所で確認された。直径は20cm～40cm前後を測る。貯蔵穴は東コーナーの壁溝に接して楕円形プランで掘削されており、長さ95cm、深さ75cmを測る。なお、貯蔵穴の南側の壁溝上に粘土塊が見られた。カマドは東北壁の南よりに検出されたが、主軸は壁面と直交していない。長さ1m、幅1.5mを測るが煙道は観察されない。

遺物は床面上に廃棄遺棄状態で散乱していた。甕、坏、甎、多孔甎等が出土しており、貯蔵穴内からは完形の甕が転落状態で出土した。鬼高Ⅰ新からⅡ式に所属する。

第32号住居址（第23図）

プランから類推して2/3を開掘した。南側は農道下に埋没している。同部分は復原すると第4、5号住居址と重複しているものと推定される。コーナーは丸みを帯び一辺6.0mと大形の住居址である。壁溝は確認されなかったが、貼床施設を確認した。柱穴は検出されなかった。カマドは北西壁面に位置しているが、かなり西南に片寄っている。両袖部は短く、後方は壁外に延びる。両袖の正面には甕が埋設されている。長さ30cm、幅1.1mを測る。

遺物は床面上に散漫的に分布していたが、特にカマド周辺に甕、坏等が出土した。真間式に所属する。なお、農道よりの部分でいわゆる編物石がみられる。

第33号住居址（第16図）

第31号住居址の南西側に接して検出された。遺構下位のレベルが極めて浅いため、遺存度が悪く表土下が床面であった。したがって、確認できたのは北西壁面の一部のみであった。一辺は3mを測り、壁面は直線状ではない。検出した壁面の北端部は第31号住居址の西コーナーにあたり、これより北に本住居址の壁面が追跡されないことから、同部分にコーナーの一つが存在するものと推定される。壁溝、柱穴、貯蔵穴、カマド等はまったく不明である。

遺物は床面上に若干の甕、坏が出土した。

第34号住居址（第17図）

第30、31号住居址の北東部に隣接し、第30号住居址とは約25cmの間隔を置き平行する。周辺の重複は著しく、本住居址の遺構は西壁面と南コーナーを中心とした部分を検出したにとどまる。壁面の北西端は土壌により破壊されているが、この部分が北西コーナーと推定される。したがって、本住居址の一辺は約6.5mを測ることになる。壁溝、柱穴は観察されなかった。壁溝は存在しない柱穴と推定されるピットは床面上で観察されたが、本住居址に伴うものか不明である。貯蔵穴は南コーナーの壁面から約20cm離れて検出された。円形に近いプランを呈しており、中位で一段が付く。直径90cmを測る。カマドは貯蔵穴からやや離れた位置で南西壁の北西よりに位置し、やや小降りな大きさである。長さ85cm、幅90cmを測る。

遺物は貯蔵穴からカマドの周辺で出土し、甕、坏、甎が見られる。

第35号住居址（第17図）

大半は第34号住居址の範囲内に位置するものと考えられるが、確実に本住居址の部分と推定されるのは、北コーナー及び北西壁面のみで、その西南部は土壌により切断されている。したがって、本住居址の規模や内容については不明な点が多い。北コーナーに対する西コーナーは第34号住居址が土壌により切断されている部分より外方に認められないため、一辺は約5.0m前後と推定される。坏が多く出土しており、鬼高Ⅱ式に所属する。なお、本住居址の壁面とその北西方の第22号住居址の間には、さらに1軒の住居址が存在する。西南部は土壌により破壊されているため詳細は不明である。

第36号住居址（第17図）

第34・35号住居址と重複関係にある。北及び東コーナーと南コーナーが第34号住居址内の床面で検出された。長方形プランの住居址で、東西5.9m、南北4.5mを測る。南西側の壁面は第34号住居址のカマド下に位置している。壁溝は東コーナー付近で観察された。幅10cmを測る。柱穴は北コーナーに近接して1カ所検出された。直径40cmを測る。貯蔵穴は東コーナーの壁溝に接して検出しており、円形プランを呈する。中位に段が付く。直径80cmを測る。カマドは北東壁に位置しているが、南に片寄っており、貯蔵穴と隣接する。主軸は壁面と直交せずやや傾く。長さ80cm、幅1.1mを測る。左袖正面下と右袖内に甕が埋設されている。

遺物は貯蔵穴を中心に出土した。高坏、甕、坏等が見られる。

第37号住居址（第18図）

前記した住居址群の西方で検出された。全体に丸みを帯びた台形状のプランを呈した小形の住居址である。3.8m×3.1mを測り、壁溝は存在しない。住居址の西側を南北に溝5が通過しており、カマドの左袖の一部が破壊されている。床面内にはピットが3カ所見られるが、柱穴にあたるものか不明である。貯蔵穴は北コーナーから約40cmほど離れて検出された。円形に近い楕円形で長径1m。あるいは床下土壌の可能性も考慮される。カマドは北西壁に設置されている。後方は第38号住居址内に入っている。長さ70cm、幅75cm以上を測る。

遺物はほとんど見ることが出来なかった。

第38号住居址（第18図）

第37号住居址の北西に隣接して検出された。北コーナーから中央部を溝5に切断されている。北東部がやや長い台形状のプランを呈し、5.0m×5.3mを測る。壁溝は観察されない。柱穴と推定されるものは東南部の床面上に2カ所見られる。直径40cmを測る。カマドは存在しない。本住居址で特徴的なことは、遺構そのものではなく出土した土器のあり方である。すなわち、土器が多量に投入されており、住居址自体が廃絶後になんらかの用途に使用された可能性を暗示している。和泉Ⅱ式に所属する。

第39・40号住居址（第19図）

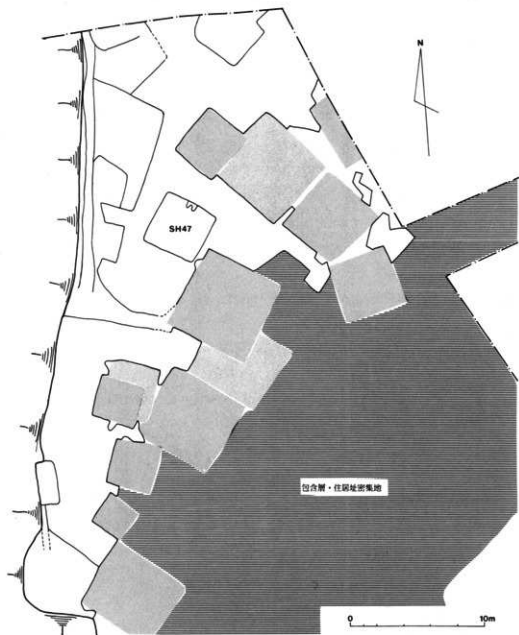
第39号住居址は東北コーナーを確認したにとどまる。第40号住居址は壁面の一部が不明瞭であったが3方のコーナーを確認している。プランは台形状を呈しており、北西部の壁面は不明瞭であった。東西5.5m、南北4.5mを測る。壁溝や柱穴、カマド等は判明しなかった。台付甕、甕が出土しており、和泉Ⅰ式に所属する。

第41～45号住居址（第20図）

前述した第39号住居址から本住居址群が分布する付近は、台地部から低地部にいたる部分で、ロームが滞水により粘土化が顕著で、しかも有機質でかなり汚染されていたため、遺構の遺存度も良好と

はいがたい状態であった。このため、各住居の輪郭は確実に確認することができなかった。周辺における住居番号は、かろうじて検出できたカマドと壁面のごく一部及び、遺物の分布状態から推定したものである。

出土した遺物は第41号住居より壘、坏（鬼高Ⅱ式）。第43号住居は坏（鬼高Ⅱ式）。第44号住居では台付壘、壘、坏（和泉Ⅰ式及び鬼高Ⅱ式）が見られる。



第7図 山根遺跡384、391番地内遺構分布図

第41号住居址は北及び東壁面を検出しており、北東コーナーは第40号住居址の床面中央部に位置する。壁面の西北部にカマドが所在するが、本住居址に伴うものか確認できなかった。一边は約4.0m以上と推定される。

第42号住居址は前述住居址の西側に位置するカマドをもとに設定した。しかし、これに関連する壁面等は確認不可能であった。全体に馬蹄形状を呈しており、長さ95cm、幅95cmを測る。カマドの位置と第41号住居址の壁面の角度は一致しない。

第43号住居址は第41、42号住居址の西南に位置するカマドを中心とした部分に設定した。プランはコの字状を呈しており、長さ1.2m、幅1.2mを測る。本カマドの北東側には第41号住居址の壁面から南東に延びる壁面が観察される。この部分が第43号住居址のカマド部分に対する反対方向の壁面とすると、本住居址は一边5.0m前後の規模を有することになる。

第44号住居址は第43号住居址のカマドの右袖部の外側にそって西南に延びる壁面が観察されることや、床面と考えられる部分に土器等が分布していたことから、1軒の住居址とした。しかし、この地点は低地部に移行する部分で、西側は一段低くなり、遺構自体が消滅している。

第45号住居址は第41、42号住居址の北西部に位置するカマドの存在から設定した。長さ1m、幅75cmを測る。このカマドの北東部に住居址のコーナーと推定される遺構を検出したが、同壁面とカマドの開口部は合致しない。

なお、後述する第46号住居址と本住居址群の間においても土器等が分布していることから、周辺に破壊されたかあるいは消滅した住居址が複数存在した可能性を示唆している。

第46号住居址（第21図）

ほぼ東西南北に配置された住居址で、北壁が幅広い台形プランで北壁3.9m、南壁3.4m、南北4.3mを測る。壁溝、柱穴は存在しない。東壁の中央よりに1カ所のみピットが存在するが、柱穴とするには疑問である。カマドは見られないが、西南コーナー付近の床面上に径60cmの範囲で焼土が分布する。遺物は甕、高坏、付等が出土した。なお、西南コーナーの外側にも遺物の散布を見るがこれらは本住居址の上半分が破壊された時に散乱した可能性がある。同部分から出土した遺物の中には斧形石製模造品がある。台付甕、埴、小埴、高坏が出土しており、和泉Ⅱ式に所属する。

第47号住居址（第22図）

南辺の低地部に接する点で検出した。完掘している。全体に丸みを呈するほぼ正方形のプランを持ち、一边4.8m×4.5mを測り、壁溝が東西及び南壁にそって廻らされている。幅は15cmを測る。壁溝の底部には直径8cm前後の小ピットがほぼ等間隔で穿たれている。部分的には2列に配置される。柱穴は四本主柱穴の状態を示しており、内3カ所は2段を呈する。直径45～55cm前後を測る。貯蔵穴は東コーナー側に位置し、長方形プランを呈する。長さ90cm×50cmを測る。カマドは北東壁のほぼ中央部に設置されており、短く壁外まで延びない。長さ85cm、幅1.7mと幅広である。両袖の正面には甕が埋設されている。

甕が出土しており、鬼高Ⅱ式に所属する。

第48号住居址（第10図）

約半分を崖により破壊されている。壁溝が圍繞しており、カマドを保有する。貯蔵穴は小形で方形プランを呈する。崖面の手前に溝が走っており、遺構の遺存度は悪い。一辺5.0m以上と推定される。遺物は壘、坏が出土しており、鬼高Ⅱ式に所属する。

第49号住居址（第24図）

第49号住居址から第52号住居址は、最初に紹介した東方の調査地区に位置する。本住居址は北コーナーを中心に検出した。北西部は第50号住居址に、南側は第52号住居址に切断されている。また、東側は調査区域外にあたる。床面の範囲から一辺6.0m以上と推定される。壁溝、柱穴、カマド等は判明しなかった。部分的に貼床が観察される。鬼高Ⅱ式と考えられる。

第15・50号住居址（第24図）

第15号住居址は比較的大形の住居址で、完掘している。北西壁面は第34号住居址を切断しており、南西壁面は第32号住居址に切断されている。また、北東壁面及び、南東壁面はコーナー部が入り組んでおり、小形の住居址が内部に存在することを示している。これを第50号住居址とする。第15号住居址の一辺は6.0mを測る。第50号住居址は一辺約4.0m前後と考えられる。壁溝は存在しない。柱穴は北西壁面に平行して2カ所確認された。直径30cmを測り、北側のものは上面が方形を呈する。貯蔵穴は北コーナーと後述するカマドの間に設定されているが、住居址の大きさに比して小形である。長方形を呈し、長さ70cm×45cmを測る。カマドは北西壁の中央部に造られており、壁外に延びない。長さ90cm、幅95cmを測る。

遺物は福球銅増、坏があり鬼高Ⅰ式に所属する。

第52号住居址（第23図）

第50号住居址と60cmの間隔を置き所在するが、大半は農道と調査区域外にあたる。北西壁面のみ検出した。このため多くの内容は不明である。確認された壁の長さは5.0m以上である。この部分において壁溝は存在しない。壁の長さを南東に折返すと、第6号住居址のが検出された範囲内に到達するが、同地点では本住居址に関連する壁等は確認されておらず、本住居址は農道の中で第6号住居址に切断されている可能性がある。

第53号住居址（欠番）

第54号住居址

西方の低地に接する地点で検出された。東コーナーを中心に確認されたが、西側は溝及び低地のため消滅しており、南側は第55号住居址に切断されている。また、北側は農道下に埋没している。コーナー部分も土壌により破壊されている遺存度の悪い住居址である。一辺は2.0m以上を測る。壁と床以外の施設については不明である。なお、農道側に近い部分で床面を切る状態で、今一つの壁面と思

われる遺構が存在し、2軒の住居址が予測される。

第55号住居址（第25図）

西端に所在し、西半分は低地及び溝に切断されており、約残存しているにすぎない。南コーナー付近の壁面は一部別の住居址と推定される遺構に切断されている。一辺は8.0mを測り、最も大形の住居址である。壁溝は存在しない。柱穴は南東壁面より2カ所検出されており、直径35cmを測る。他に崖面より2カ所のピットが確認されたが、本住居址の柱穴にあたるものか不明である。調査範囲内において貯蔵穴、カマド、炉等は検出されなかった。

遺物は床面上に破片が散乱状態で、坏等が若干出土した。

第56号住居址（※第55号住居址の南とする）

小形の住居址で、第55号住居址に隣接する。やはり西半分が破壊されている。一辺3.0m以上を測る。壁面、コーナー部分、床面上にピットが4カ所で検出されている。北西部の壁面は湾曲しており、土壌になる可能性もある。

第57号住居址（第27図）

調査地区の北側において集中して検出された。小形の住居址で完掘している。壁面は部分的に残存しており、復原すると一辺2.7m×2.4mを測る。壁溝、カマド等は見られなかった。貯蔵穴と推定される土壌が南東コーナーより検出された。隅丸長方形のプランで長径80cm、短径40cmを測るが貯蔵穴であるかは検討を要する。

第58号住居址（第27図）

第57号住居址を外周する状態で検出された。北及び西壁面と北西コーナーは検出されているが、南壁面は第60号住居址に切断されており、東側は調査範囲外にあたる。一辺4.5m以上を測り、北東壁面はカーブを描く。柱穴、壁溝、貯蔵穴は検出されいない。カマドは北壁のほぼ中央部で検出されているが、壁面の復原ではやや西よりに位置する。本体は壁外に延びる。袖部の長さ80cm、全長1.4m、幅1.3mを測る。遺物はカマドの両側に甕が置かれており、床面上に坏、甕等が散乱状態で出土した。

第59号住居址（欠番）

第60号住居址（第27図）

北壁面の部分において第57、58号住居址と重複関係にある。また、西壁面は第69号住居址を切断している。東壁面は調査範囲外と考えられ、南壁面が位置すべき部分は土壌3から溝5にかけての範囲にあたるものと推定されるが、現状で把握することは不可能であった。一辺は3.0m以上と推定される。壁溝、柱穴、カマド、炉等は検出されなかった。北壁面の東に接して貯蔵穴と考えられる土壌が検出されている。長径70cmを測る。

遺物は概して少なかった。

第61号住居址 (欠番)

第62号住居址 (第26図)

大規模調査地区の北辺に所在する。北東部は崖を介して低地部に至り、遺構は消滅している。また床面の中央部を大溝が通過しており、住居址の遺存度は悪い。確認された遺構は北西壁面とカマドのみにとどまる。北西壁面から大溝を越えた南西部には南西壁面が位置するものと推定されるが、現状において確認されなかった。ただし、同部分には土器が散乱状態であった (Loc.2) ことから、本住居址の床面であることを示唆している。一辺5.0m以上と推定される。壁溝は存在しない。柱穴はカマドとの位置関係から大溝内に所在した可能性が考慮される。カマドは北西壁面に位置している。

第63号住居址 (第26図)

第62号住居址の北西方に所在するが、80%以上が北方の低地部にかかり消滅している。検出されたのは南東コーナー部のみである。したがって、柱穴、カマド、炉、貯蔵穴等の有無については不明である。一辺は70cm以上である以外は数値上も不明である。

遺物は甕と坏が出土した。

第64号住居址 (第26図)

前者と同様の状態を示す。壁面と考えられる部分は全体に不定形なプランを呈しており、2段になる。現状では大形の土壌の可能性もある。東西の一辺は3.0m以上を測る。

遺物は西よりにおいて坏と扁平な自然礫が直列状態で出土した。

第65号住居址とその周辺 (第26図)

大規模調査地区の北西端部に位置する。北西壁面は低地部により消滅している。中央部を大溝が貫通しており、東西両コーナーは破壊されている。南コーナーのみが遺存している。一辺3.7mを測る。壁溝、柱穴は存在しない。カマド、炉等については不明である。

高坏、坏等が出土している。

なお、南東壁面の約1m東側において甕と坏が出土しており (Loc.1)、別の遺構の存在を暗示している。同様に本住居址の南コーナーから約2m南には角閃石安山岩と焼土の分布する地点が観察されており (Loc.4)、同部分にも何らかの遺構が存在した可能性がある。

遺構が確認されなかったが、遺物が集中して散布していた部分に、本住居址の南コーナーの南東方約5mの地点を中心とした範囲内に認められる (Loc.3)。遺物の散布している範囲の西端では住居址の壁面と考えられる立ち上がりが見られ、同部分の状態から少なくとも2軒以上の住居址が存在するものと推定される。焼土が見られる。

遺物には甕、坏の他に耳環と白玉が出土している。

第66号住居址（第28図）

大規模調査地区の北西端にあたる地点で集中して検出された。北西及び南西壁面を検出しており、西コーナー部のみを確認できた。他の部分については不明である。一辺3.5m×2.6mの長方形プランを呈するものと考えられる。壁溝、柱穴は検出されていない。本住居址に伴うと推定されるカマドは後述する第67号住居址の西に接して検出されている。プランは短い馬蹄形を呈しており、東壁面に側に位置するものと考えられるが、出土した土器からカマド自体は壁外に張りだしている可能性がある。長さ75cm、幅80cmを測る。カマドの南に接して貯蔵穴と考えられる土壌が所在する。円形プランで直径70cmを測る。また、カマド正面の床面上には床下土壌が検出され、2段に穿たれている。楕円形に近く長径1.7mを測る。遺物は羽釜形土器がカマド内より出土しており、本住居址中最も新しい時期に所属する。

第67号住居址（第27図）

第66号住居址の北東に隣接する。小形の住居址で全体に丸みのあるプランを呈している。一辺3.2m×3.0mを測る。壁溝、柱穴は存在しない。また、カマド、炉等についても不明である。

遺物には甕、坏、須恵器等が出土している。

第68号住居址（第28図）

大規模調査地区の西端部で検出した。西側は低地部に隣接しており、遺構の遺存度は、良好とはいえない。東及び南北の壁面の一部を確認しており、北西部コーナー付近は不明瞭で確認することができなかった。長方形プランと推定され、一辺3.0m×2.4mを測る。壁溝、柱穴は存在しないが、東壁面に接して2カ所のピットが観察される。カマドについては、北西端部と推定される部分に焼土が観察され、その存在を示唆している。

遺物は羽釜形土器が東側の床面上に分布していた。

第69号住居址（第27図）

前述した第58号住居址の西で約50cmの間隔を置き位置する。検出されたのは東壁面のみで規模や内容に不明な点が多い。南側は第60号住居址に切断されており、西側は第66号住居址と重複するものと考えられる。また、南側は井戸により破壊されている可能性が濃厚である。一辺は0.9m以上を測る。北側にはカマドが所在するが、開口部は本住居址と逆であることから、第66、67号住居址付近に今一つの住居址が存在するものと考えられる。

遺物は5mの範囲内に分布しており、これが本住居址の規模を暗示するものと推察される。甕、坏等が出土している。この範囲内にはピットも観察され、一部は本住居址に伴うものと推定される。なお、本住居址の南側で井戸の南には土器の集中する地点（Loc.5）があり、この付近にも住居址が存在した可能性残している。

第70号住居址（第29図）

本住居址以降の番号の住居址は、B地点の北辺部で舗装道路建設予定地内にかかる部分にあたるため、調査も大規模なトレンチ状である。また、北側の低地部が入り組んでおり、建設予定地のすべてに以降が残存していたわけではない。住居址の番号は西より東へ付した。

本住居址は西端部に所在する。東西に長い長方形プランを呈しており、東西1.8m、南北1.2mを測る。壁溝や柱穴、貯蔵穴、カマド、炉等は存在しない。極めて小形であるため土壌の可能性を残す。本住居址より以西並びに以北は低地部で、遺構の存在が不明である。

第71号住居址（第29図）

南半分は調査地区外にあたり、約を開掘したにとどまる。2軒が重複しており、ほぼ東西に配置しているものを第71A号住居址、その北東部に所在するものを第71B号住居址とする。第71A号住居址は東西4.0m、南北1.5m以上を測る。現状で壁溝は存在しない。柱穴も確認されなかった。カマド及び貯蔵穴については未調査地区内に埋没している可能性がある。

第71B号住居址は大半を前住居址に切断されており、あまり多くの情報を得ない。しかし、北及び東コーナーと北東壁面を確認しており、一辺は3.1mを測る。壁溝、柱穴は存在しないが、貯蔵穴と推定されるものは東コーナーに接して検出されている。直径45cmを測る。

第72号住居址（第30図）

約2/3を開掘した。西及び南コーナーと、その周辺の壁面を確認した。北側は低地により消滅している。一辺2.5mと小形である。壁溝、柱穴、貯蔵穴は存在しない。カマドは南東壁面の南よりに設置されている。長さ50cm、幅70cmを測る。

第73号住居址（第29図）

大半は溝11により破壊されていた。溝11の南側において南西コーナーを確認したことにより、本住居址の存在が確認された。溝との位置関係から第72号住居址と重複している可能性が考慮される。規模については不明である。

第74号住居址（第30図）

北東部が低地に位置するため、遺構の遺存度は約にすぎない。西及び南壁面を検出している。南壁の東よりは東南コーナーに近接するものと推定される。コーナーは隅丸に近い。一辺0.0m以上で、東西は約3.0m前後の規模を有するものと推定される。西壁外にカマドの煙道が認められるが、壁内に本体はなくカマドが作り替えられた可能性を指示している。煙道の長さ50cm、幅24cmを測る。なお、周辺の遺構の重複状態は顕著である。

第75号住居址（第30図）

第74号住居址の南西に隣接し、北コーナーは第74号住居址に切断されている。南側は調査地区外にあたるため範囲は不明である。南西壁面は溝11の南西部においてわずかに残存しており、この部分をもとに復原すると、一辺は2.6mと小形である。壁溝、柱穴等は存在しない。カマドは北東壁面の東コーナーより著しく片寄り設置されている。長さ50cm、幅96cmを測る。

遺物は床面上に甕が列をなして出土した。鬼高Ⅱ～Ⅲ式と推定される。

第76号住居址（第30図）

南側は調査範囲外で、北側は低地にあたるため遺構の遺存度は悪い。西壁を検出している。詳細は不明である。

第77号住居址（第31図）

住居址内の北東部は溝11が通過しており、西側は第78号住居址に切断されている。したがって、本住居址自体の残存部分はわずかである。溝11の北側に北東コーナーが残存しており、対する溝の南側には貯蔵穴と壁面の一部が観察されること、あるいは第78号住居址の西側に本住居址の西壁と推定される壁面が観察される。壁溝、柱穴が確認されなかったが、貯蔵穴は底部が長方形で長さ60cmを測る。カマドは貯蔵穴との位置関係から推定して溝によりすでに破壊された可能性が大きい。

遺物は貯蔵穴内から坏等が出土している。鬼高Ⅱ式に所属する。

第78号住居址（第31図）

前記の住居址の西に平行して所在する。東及び南壁面を検出しており、北側は溝11により破壊されている。一辺は2.0m以上を測るが、壁溝、柱穴、カマド等は不明である。南側で坏が出土しており、鬼高Ⅱ式にあたる。

第79号住居址（第32図）

前述住居址群より入江状に入り組んだ低地をはさみ、東側には微高地が所在するが、同地点にも住居址が集中する。本住居址は東側において第80号住居址と重複しているが、遺構の上から前後関係を把握することはできなかった。長方形プランで東西5.0m、南北3.3mと以上に細長い。北側の壁面は直線状ではなく、ややジグザグに走る。柱穴は北壁側に2カ所検出された。直径40cm～30cmを測る。カマド、炉等は検出されなかった。

第80号住居址（第32図）

カマドから2軒の住居址の存在が確認される。南北及び東壁を検出しており、いびつな台形状のプランを呈する。東壁の一辺3.3m、西壁の一辺は4.1m、東西3.5mを測る。壁溝は存在しないが、柱穴と考えられるものが壁沿いに見られる。カマドは東壁面の北よりに位置する。カマドの本体が壁外に達しており、馬蹄形状を呈する。長さ1.1m、幅1.2mを測る。

遺物はカマドの正面から北壁沿いの床面上に甕、甔、坏等が出土している。以上を第80B号住居址とする。

第80A号住居址は前者の東側壁面の内側に位置するカマドの存在から推定される。第80B号住居址の南壁面の一部は本住居址の南壁面も含まれるものと推定される。また、第79号住居址と第80B号住居址の北側の壁間はコの字形の入り組んでおり、この部分が第80A号住居址の北壁面の一部である可能性が残されている。以上の状態から本住居址は一辺3.3mを測るものと推定される。カマドは東壁面側に位置する。長さ1.5m、幅1.3mを測る。カマド内には3点の甕が置かれた状態で出土しており、カマド周辺の床面上にも坏等が出土している。鬼高Ⅱ式に所属する。

第81号住居址（第33図）

前述住居址の東側に溝12をはさみ所在する。2軒の住居址が観察される。第81A号住居址は正方形に近いプランで、北側のコーナーは隅丸状を呈する。南側の壁面は存在しない。一辺は4.4mを測る。壁溝は存在しないが、柱穴は四本主柱穴の状態を示しており、一部は貯蔵穴内に位置する直径は30cm前後を測る。貯蔵穴は東南コーナー側に位置する。楕円形を呈しており長径1.4m×95cmを測る。カマドは貯蔵穴との位置関係から、第81B号住居址のカマドを設置する時に破壊された可能性が考えられる。

第81B号住居址は北東コーナーと東南コーナー及び南西コーナー部を中心に確認された。コーナー部分は前者と異なり角ばっている。一辺4.1mを測る。壁溝柱穴、貯蔵穴等は検出されなかった。カマドは東壁面のやや北よりに位置しており、本体の一部が壁外に張りだす。長さ1.3m、幅1.1mを測る。カマドの南東方で東壁沿いに自然礫が直列状に並べられていた。

第82号住居址（第33図）

前記住居址の東南側に約20cmの間隔を置き平行して位置する。南側は調査範囲外にあたる。北及び東西コーナーを中心に検出された。比較的小形の住居址で、一辺2.8mを測る。壁溝が存在するが、北コーナーからカマドよりかかる部分には見られない。幅8cmを測る。北コーナーに接して直径20cm前後の小規模なピットが観察される。カマドは本体の一部が壁外に張りだしており、袖部は短い。煙道は第81B号住居址内まで延びる。長さ50cm、幅70cmと本体は小形で、煙道の長さは70cm、幅15cmを測る。

第83号住居址（第33図）

第82号住居址の東南壁から約10cmの間隔を置き平行して東南側に位置する。南側は調査範囲外で、東側は遺存度が不良であった。北西壁面を確認しており、一辺は2.5m以上を測る。壁溝が観察され、後述するカマドより東北に延びることから、本住居址は2軒存在する可能性を示唆している。カマドは東北壁面に位置する。壁外に一部が張りだしており、長さ80cm、幅60cmを測る。

第4節 山根遺跡C地点の調査

第A号住居址

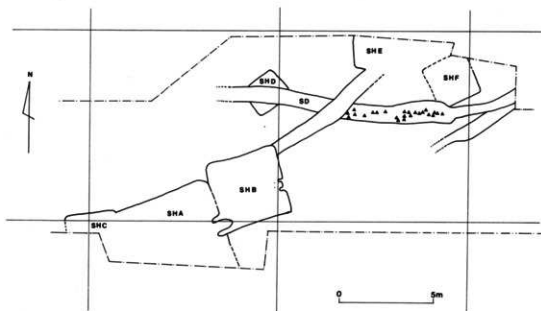
調査地区の西よりで検出した。南側は調査地区外にあたり、東西は他の住居址と重複する。一辺は5.1m前後と推定される。東壁面にカマドが観察される。

第B号住居址

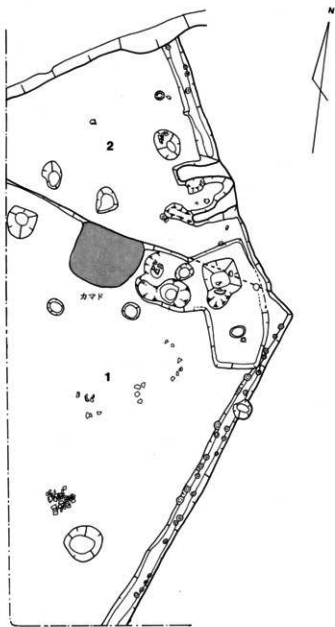
前述住居址の東側に接して検出された。第A号住居址のカマドに一部切断されているが、一辺3.9×3.5mを測る。やはり東側にカマドが観察される。北東コーナーは溝に破壊されている。なお、第A号住居址の西側の住居址と推定されるものは第C号住居址とする。

第D～F号住居址

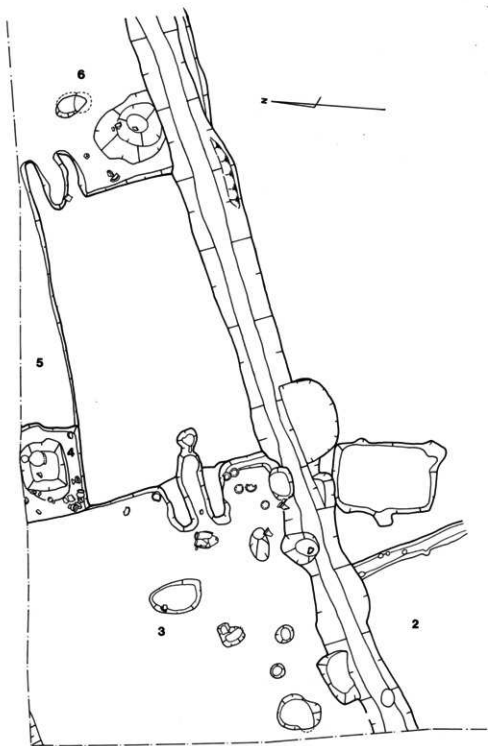
第A～C号住居址の北東部に位置する。すべて溝と切り合う。第D号住居址は中央部を溝に切断されており、一辺2m前後と小形で住居址であるかは検討を要する。第E号住居址は北側が調査範囲外にあたり、東側は不明瞭で規模等は不明である。第F号住居址は今回の調査で最も東側より検出されたもので、南コーナーが溝と重複する。北側は不明瞭であるが、一辺2.4mを測る。これらの住居址と重複する溝は多量の土器を出土したが和泉式が多く、大形の多孔瓶の底部破片が出土している。



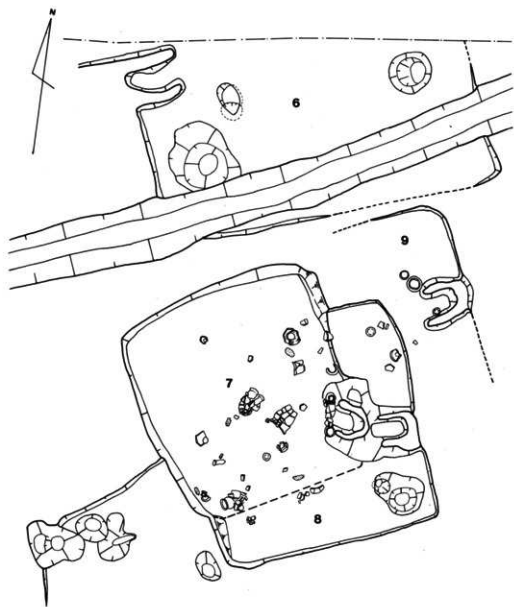
第8図 山根遺跡C地点遺構配置図



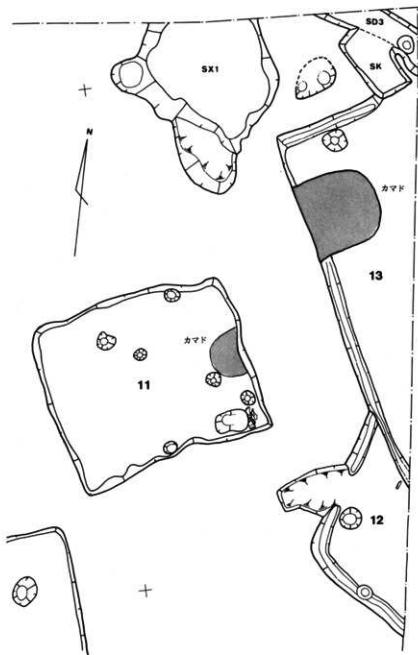
第9図 山根遺跡B地点第1、2号住居址実測図



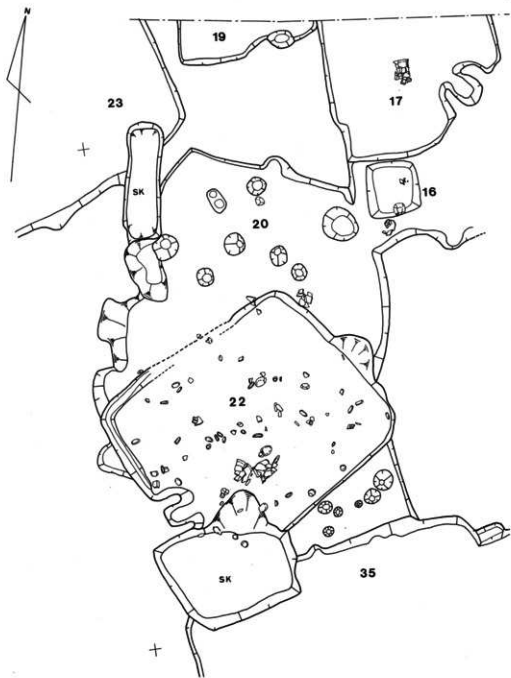
第10图 山根遗址B地点3、4、5号住居址实测图



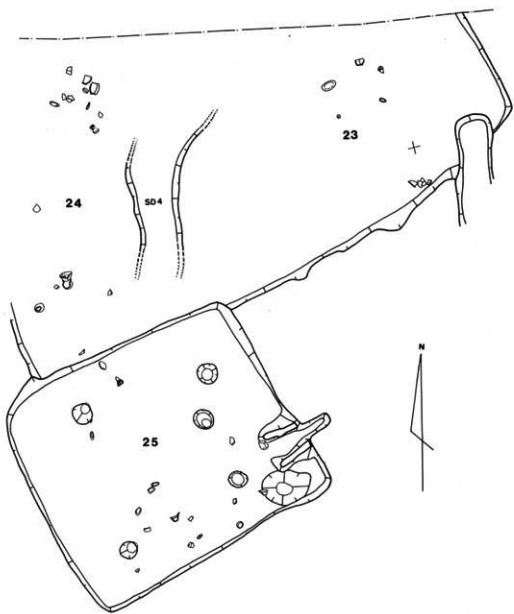
第11图 山根遗址B地点6、7、8、9号住居址实测图



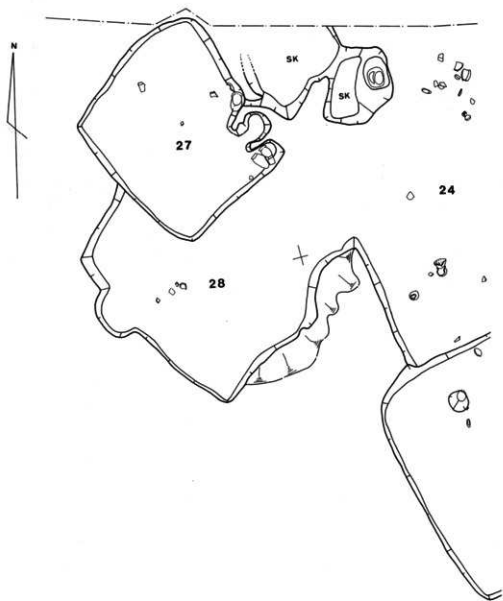
第12図 山根遺跡B地点11、12、13号住居址実測図



第13图 山根遺跡B地点16、17、19、20、22号住居址实测图



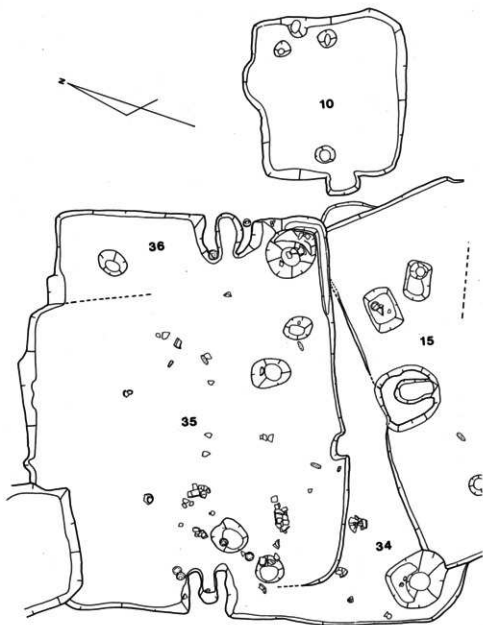
第14图 山根遗址B地点23、27、25号住居址实测图



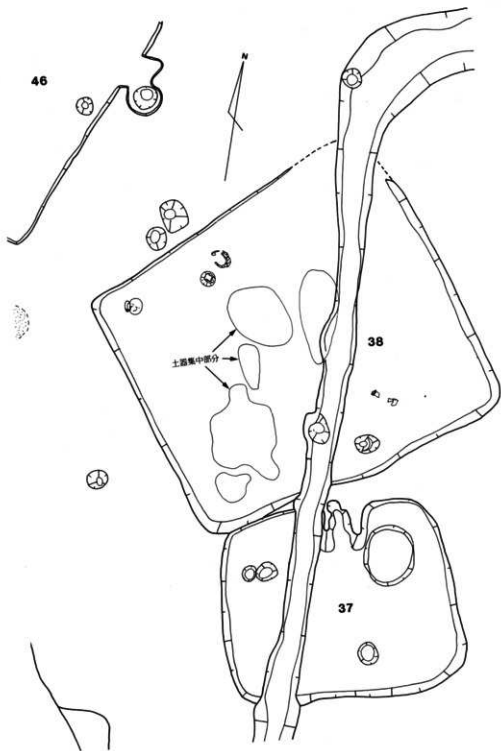
第15图 山根遗迹B地点27、28号住址实测图



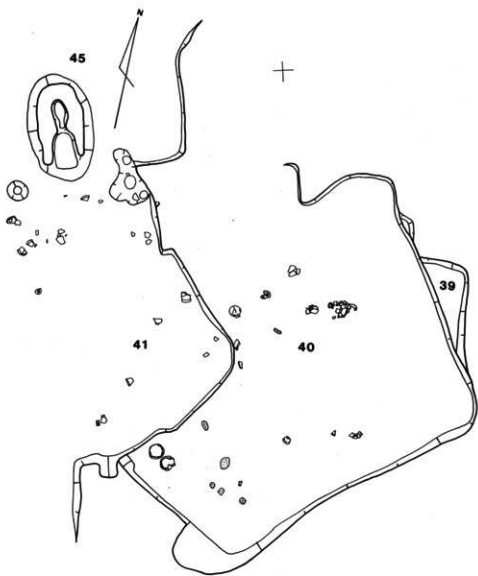
第16图 山根遺跡B地点29、30、31、33号住居址实测图



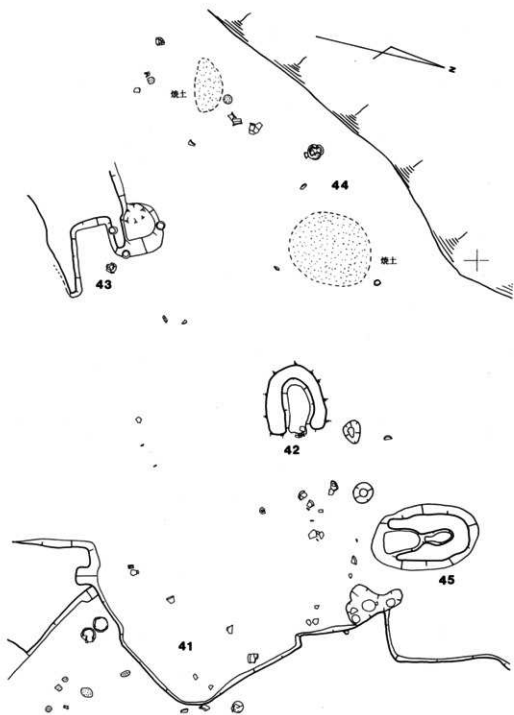
第17图 山根遺跡B地点10、35、36号住居址実測图



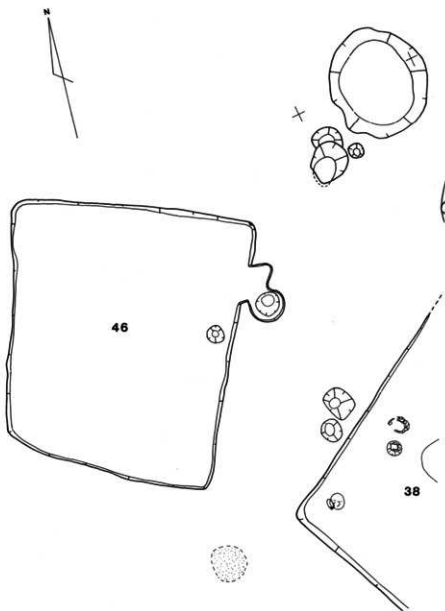
第18图 山根遺跡B地点37、38号住居址実測图



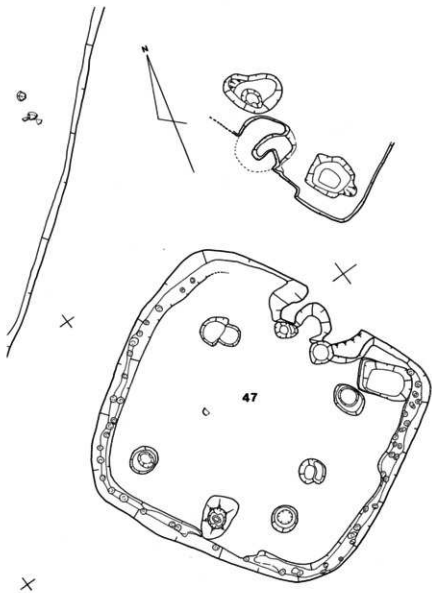
第19图 山根遗址B地点39、40、41号住居址实测图



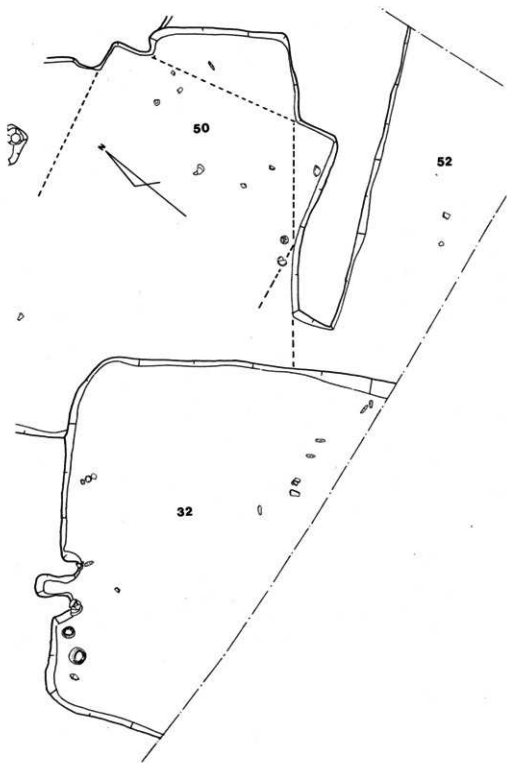
第20图 山根道时B地点41、42、44、45号住居址实测图



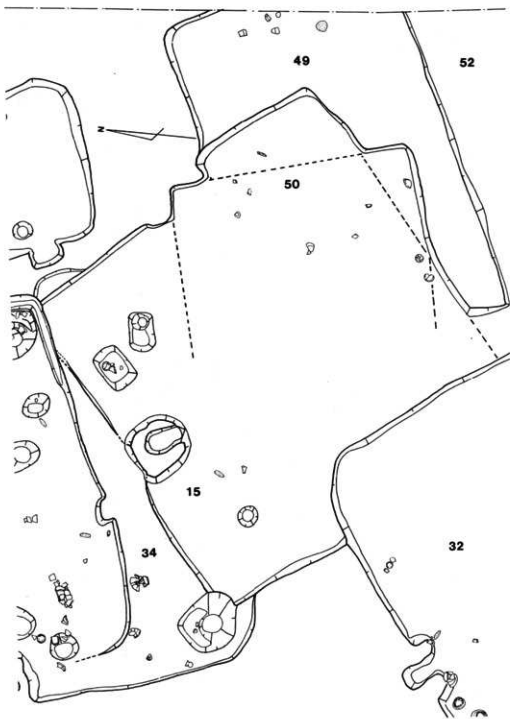
第21图 山根遗址B地点46号住居址实测图



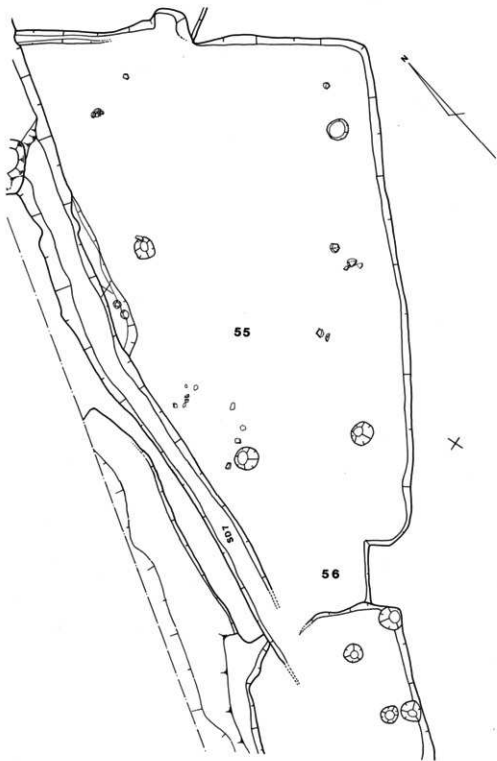
第22图 山根遺跡B地点47号住居址実測図



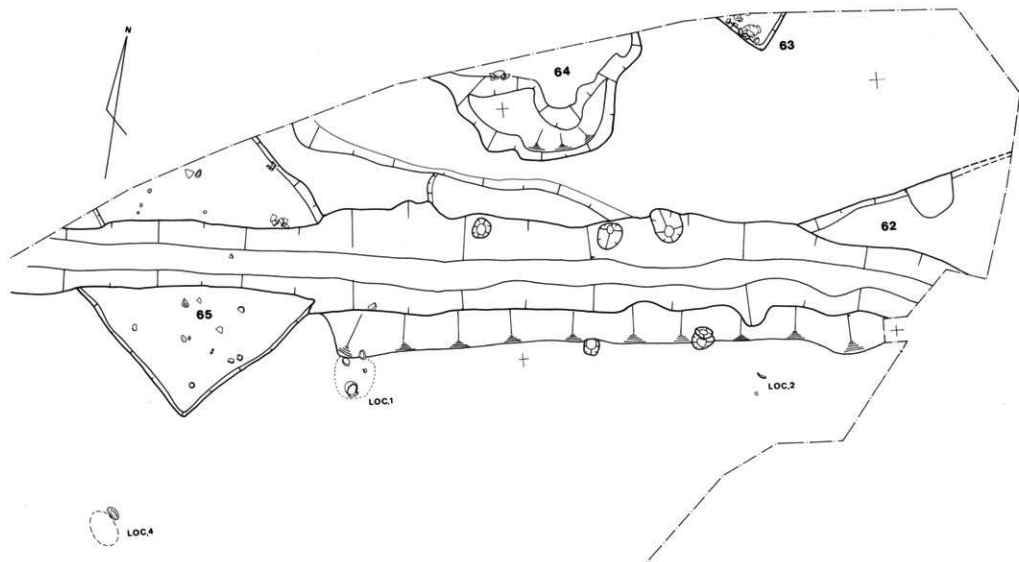
第23图 山根遺跡B地点35、50、52号住居址実測図



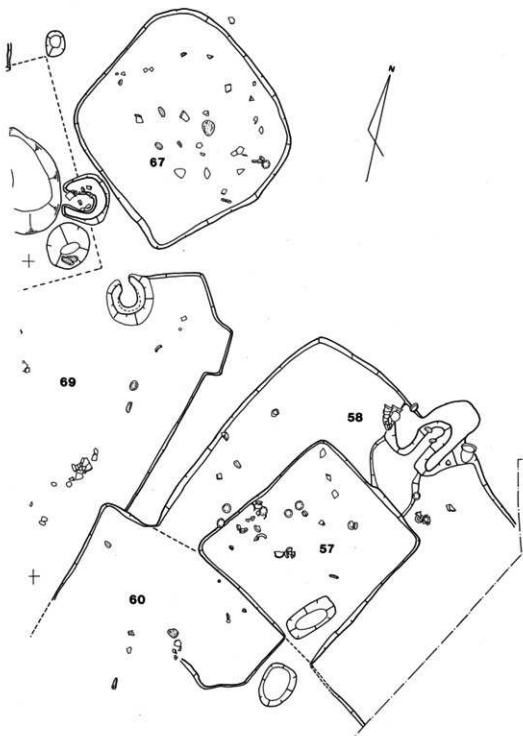
第24图 山根遗址B地点15、49、50、52号住址实测图



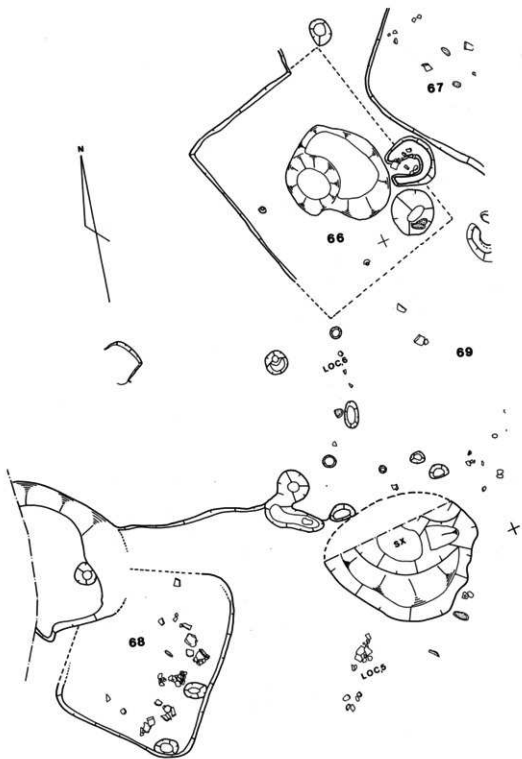
第25图 山根遗址B地点55、56、57号住址实测图



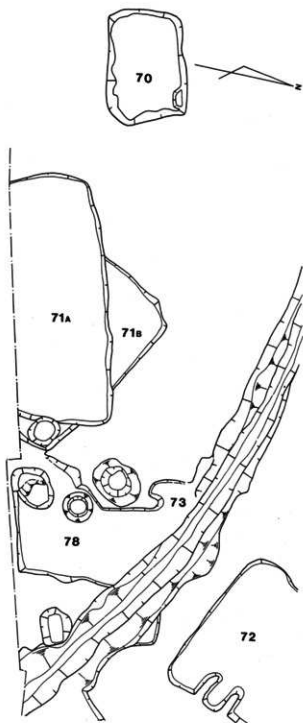
第26图 山根遺跡B地点62、63、64、65号住居址実測图



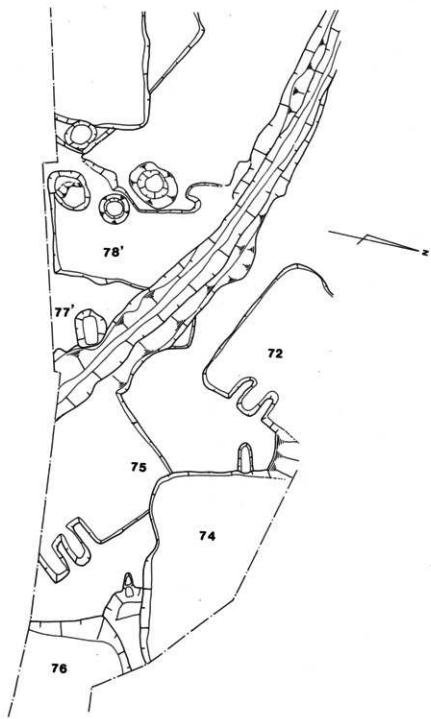
第27图 山根遗址B地点57、58、60、67、69号住居址实测图



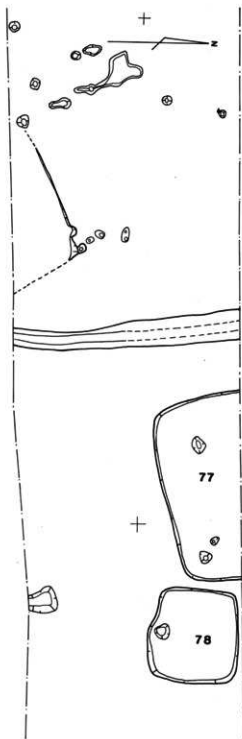
第28图 山根遗址B地点66、68、69号住居址实测图



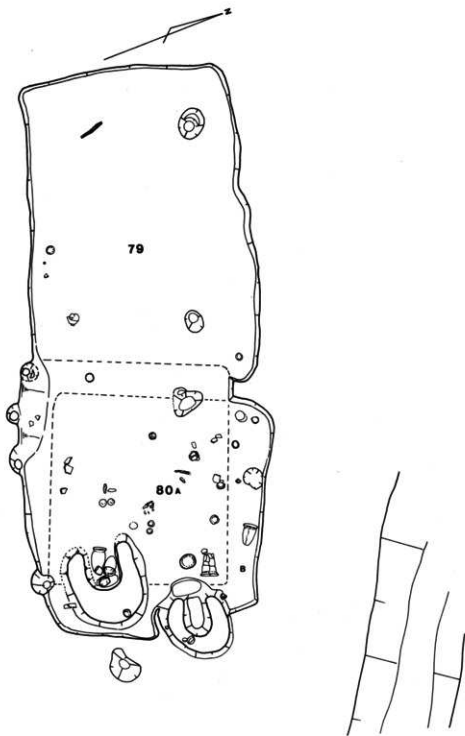
第29图 山根遺跡B地点70、71、72、73、78号住居址実測图



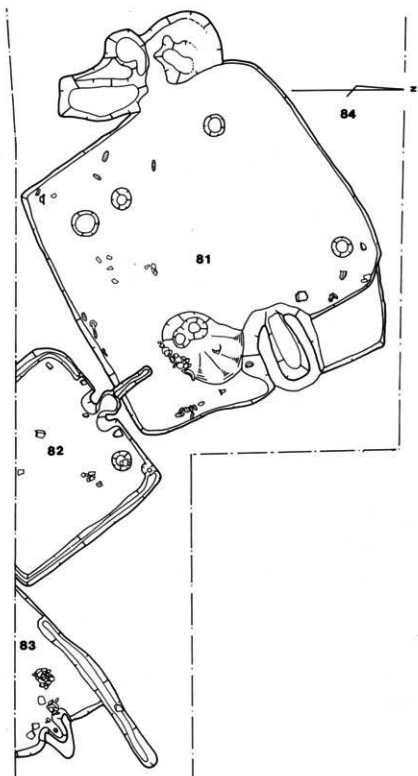
第30图 山根遺跡B地点72、73、74、75、76号住居址実測図



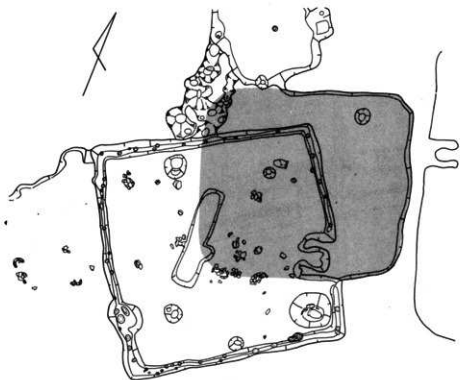
第31图 山根遗址B地点77、78号住居址实测图



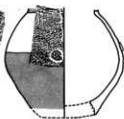
第32图 山根遺跡B地点79、80号住址实测图



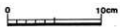
第33图 山根遗址B地点81、82、83号住居址实测图



第30号住居址



第38号住居址



第38号住居址



第15号住居址

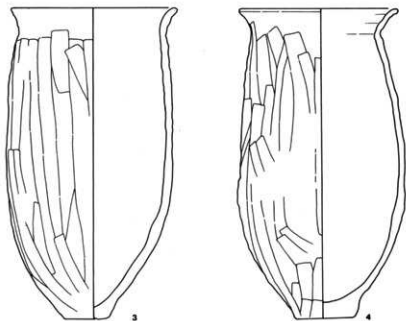
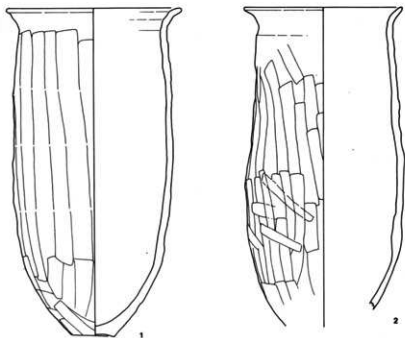


第15号住居址

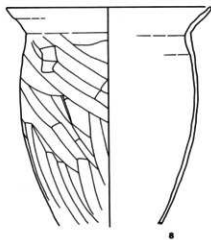
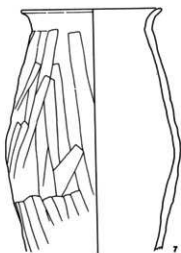
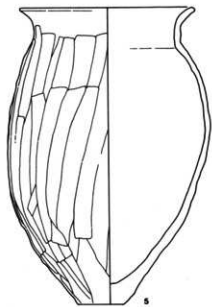


第74号住居址

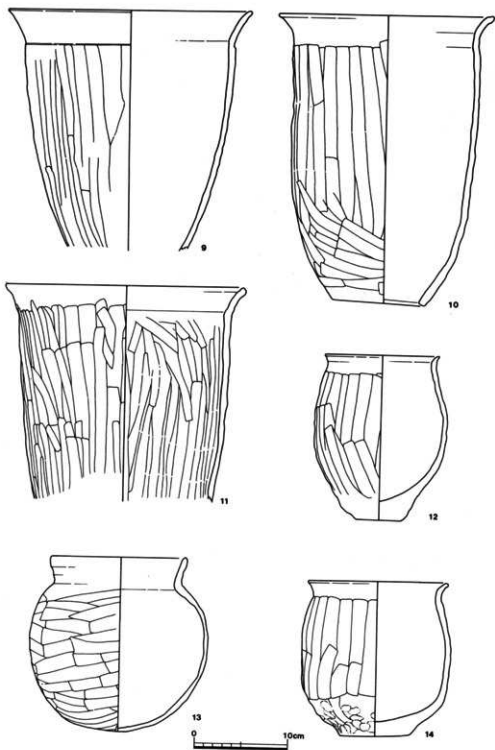
第34图 山根遺跡B地点第30号住居址及びび弥生土器実測図



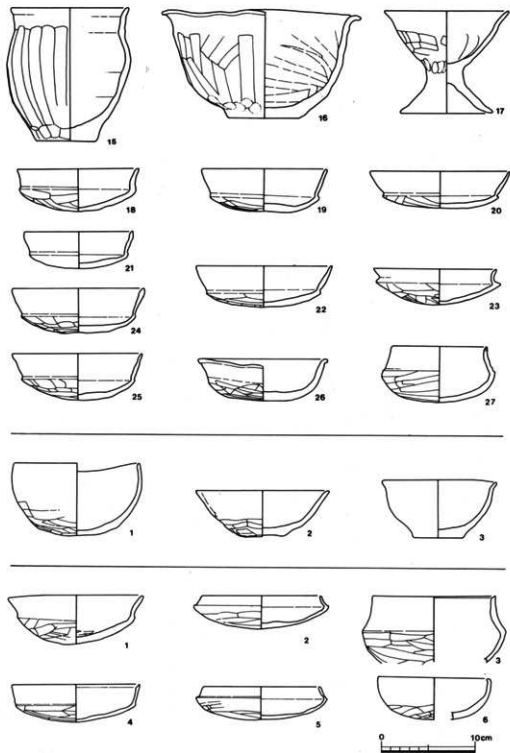
第35图 山根遺跡B地点1号住居址实测图



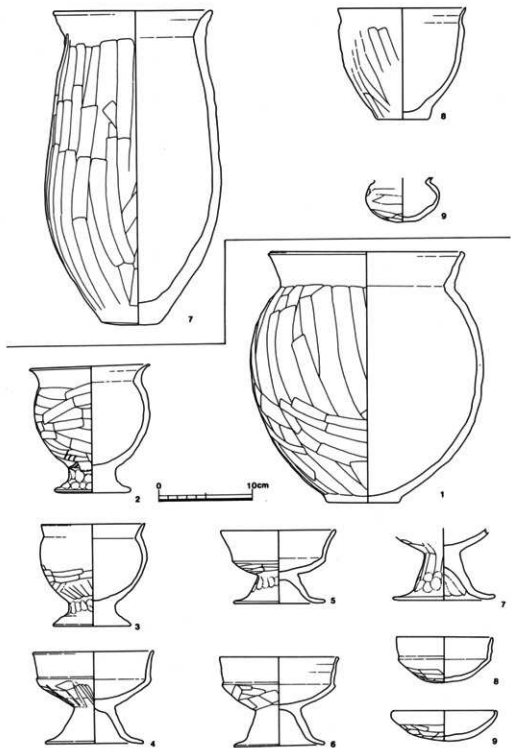
第36图 山根遺跡B地点1号住居址実測図



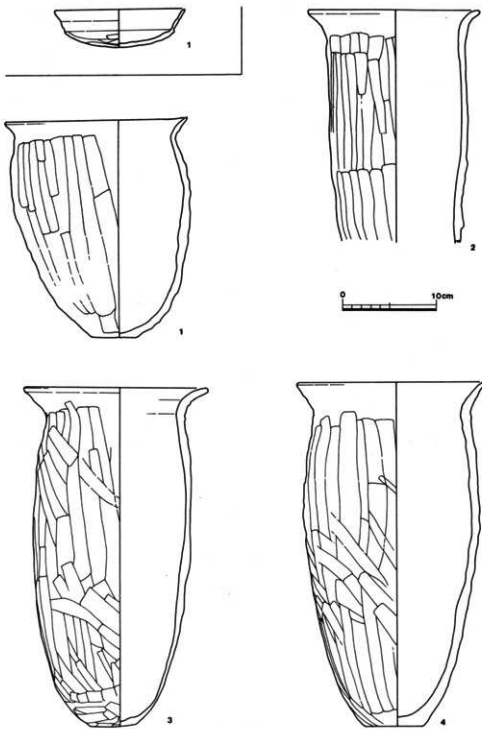
第37图 山根遺跡B地点1号住居址实测图



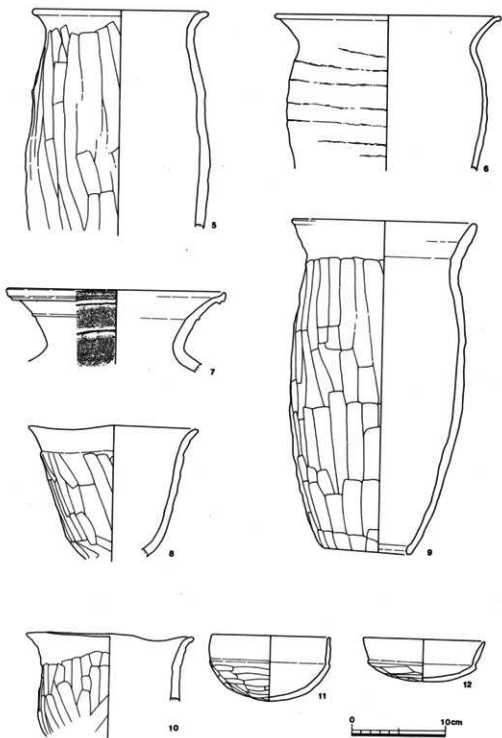
第38图 山根遺跡B地点1・2・3号住居址実測図



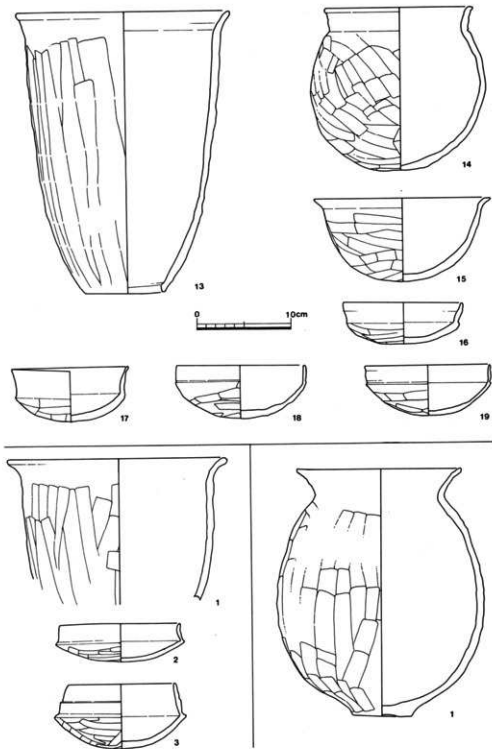
第39图 山根遺跡B地点3・4号住居址実測図



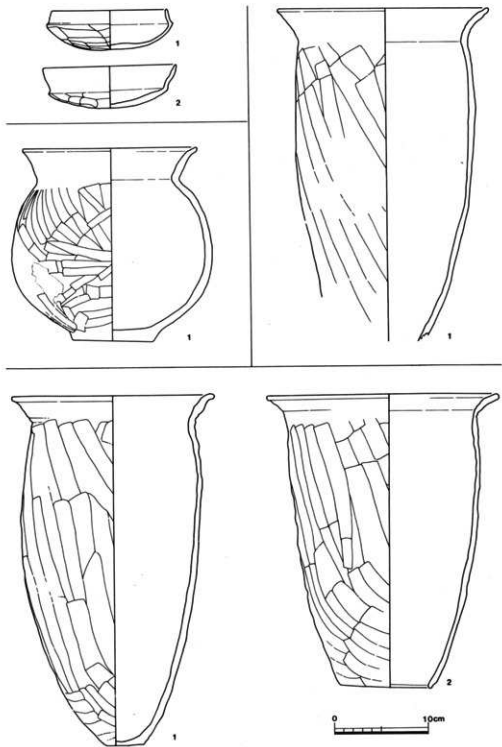
第40图 山根遗址B地点6·7号住居址实测图



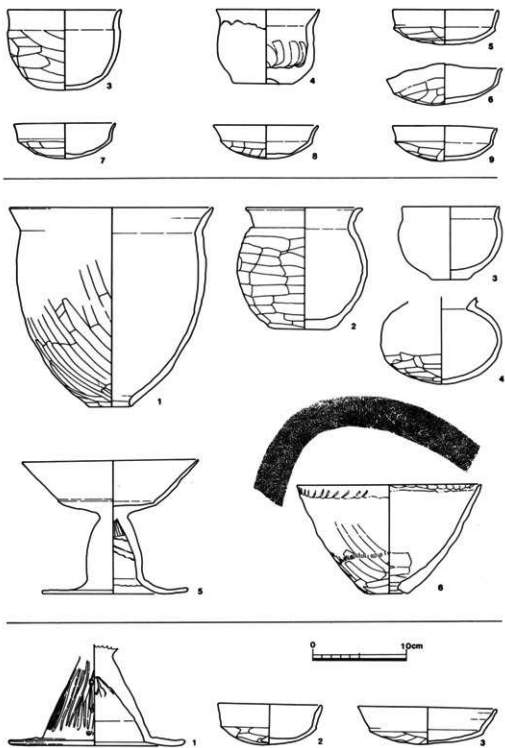
第41图 山根遺跡B地点7号住居址实测图



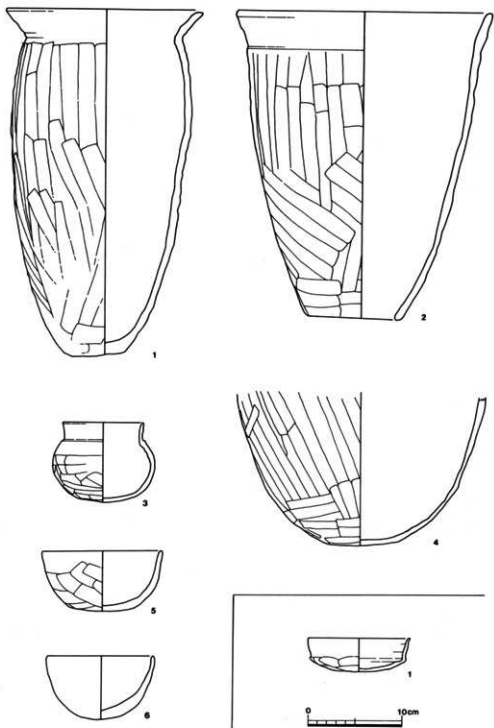
第42图 山根遺跡B地点7・9・11号住居址実測图



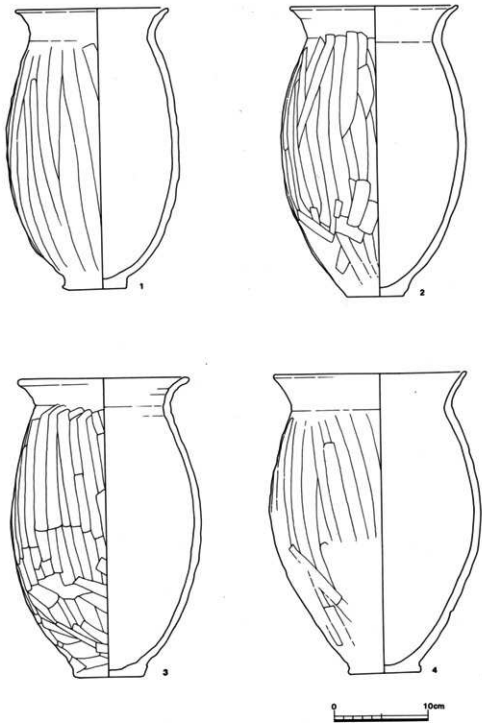
第43图 山根遺跡B地点15・16・17・22号住居址実測図



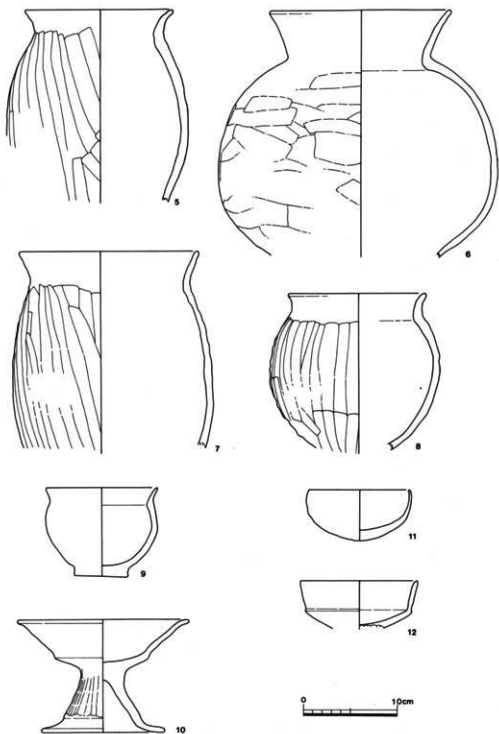
第44图 山根遺跡B地点22・24・25号住居址実測図



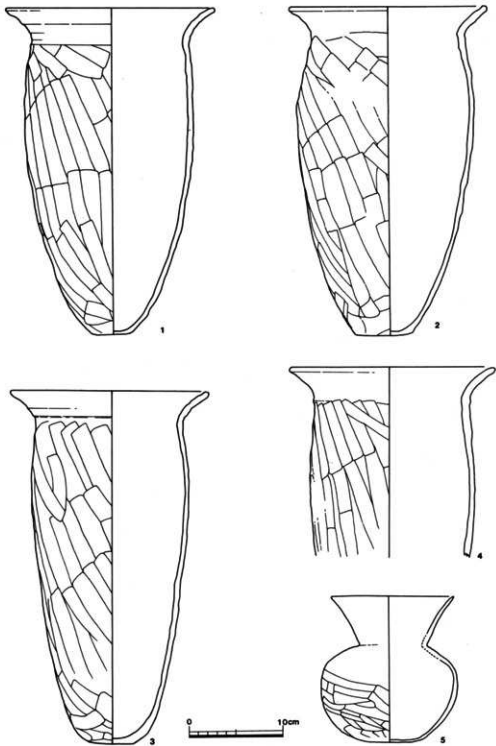
第45图 山根遺跡B地点27・29号住居址実測図



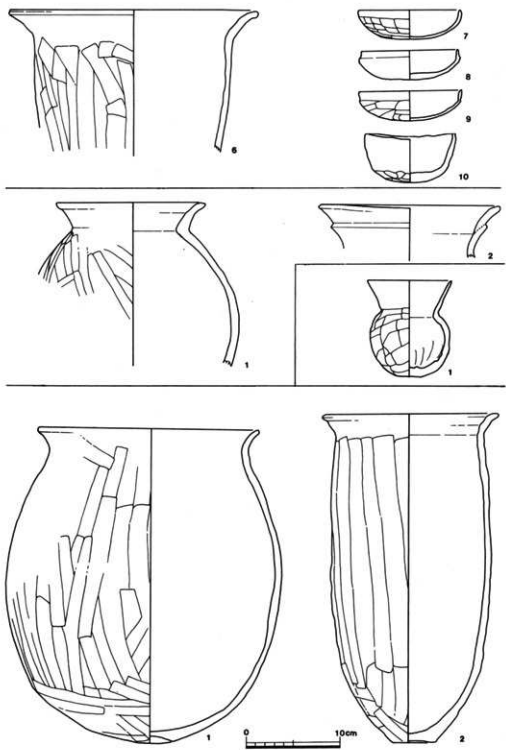
第46图 山根遗址B地点31号住居址实测图



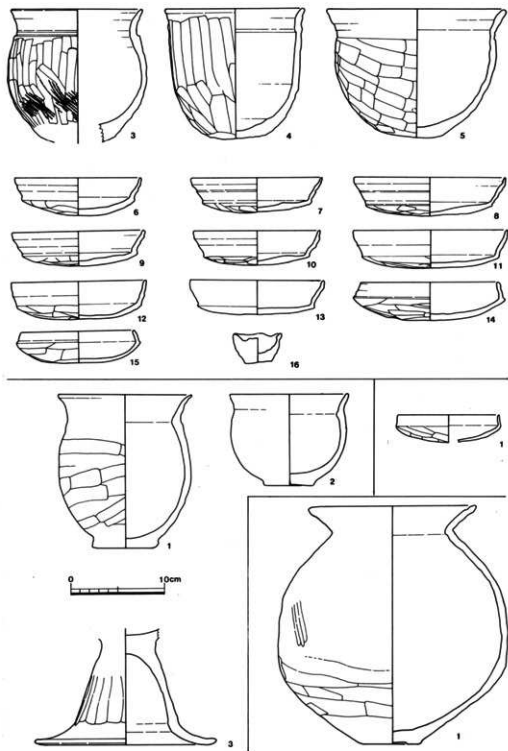
第47图 山根遺跡B地点31号住居址実測図



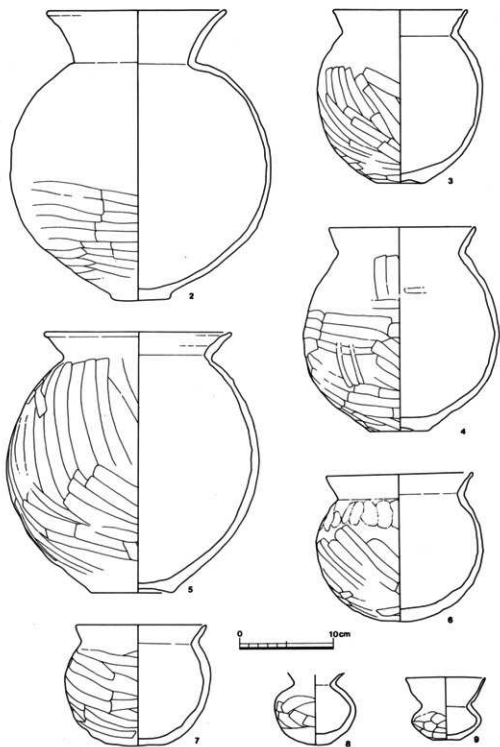
第48图 山根遺跡B地点32号住居址实测图



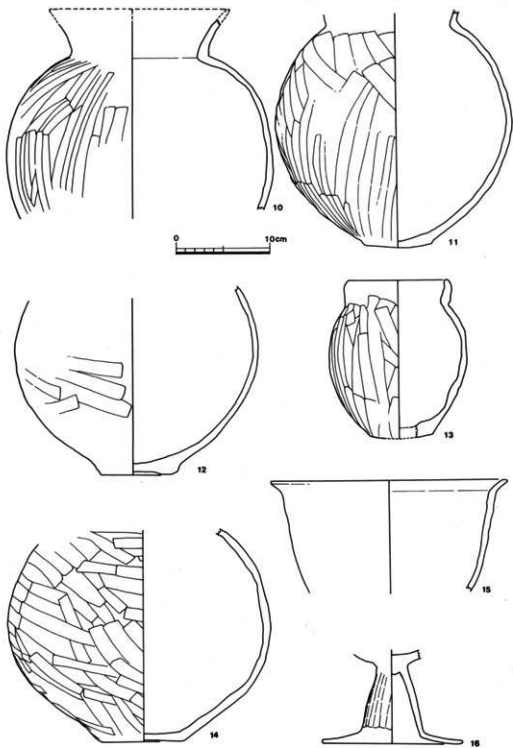
第49图 山根遺跡B地点32・33・34・35号住居址実測図



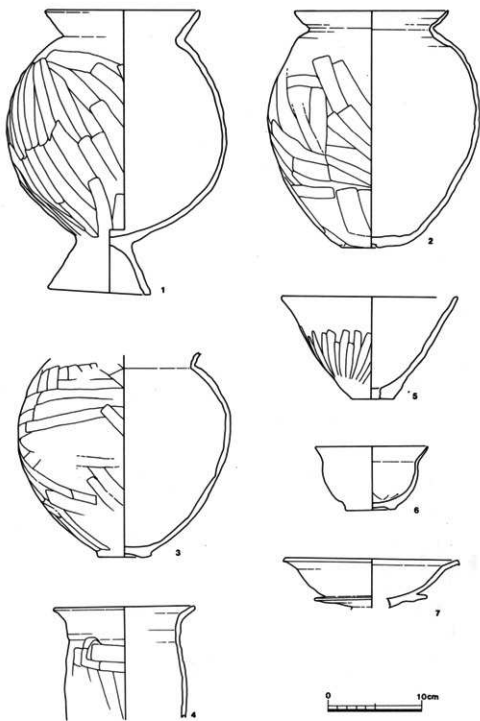
第50图 山根遺跡B地点35・36・37・38号住居址実測図



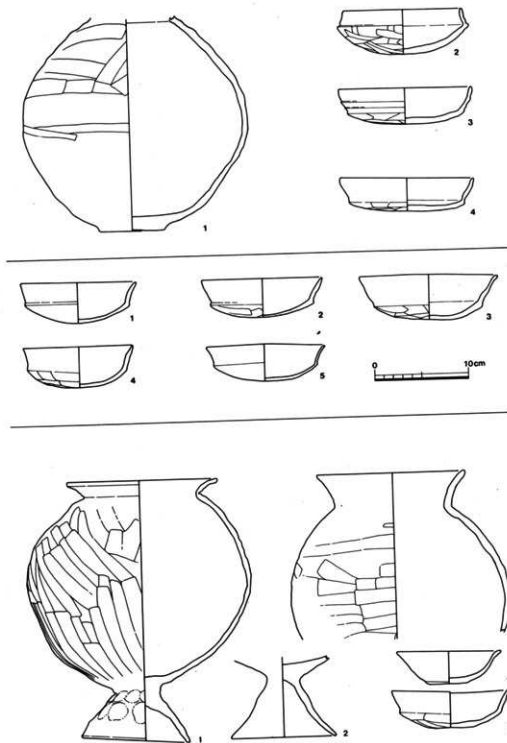
第51图 山根遺跡B地点38号住居址実測図



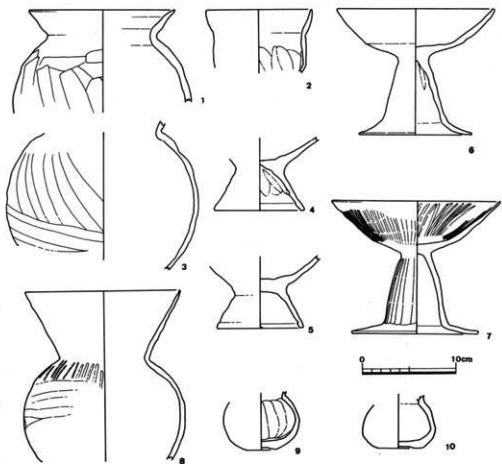
第52图 山根遺跡B地点38号住居址実測図



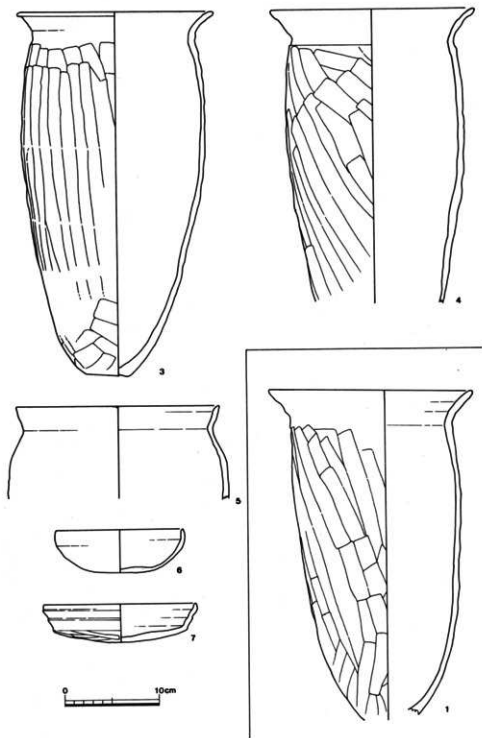
第53图 山根遺跡B地点40号住居址実測图



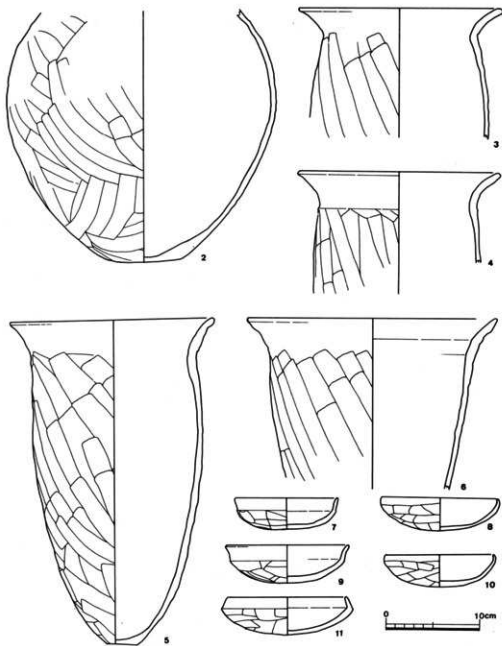
第54图 山根遺跡B地点41・43・44号住居址实测图



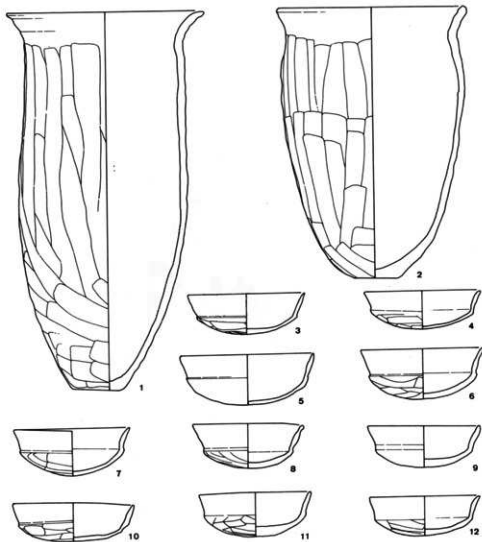
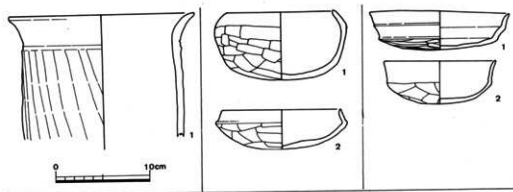
第55图 山根遺跡B地点46・47号住居址実測図



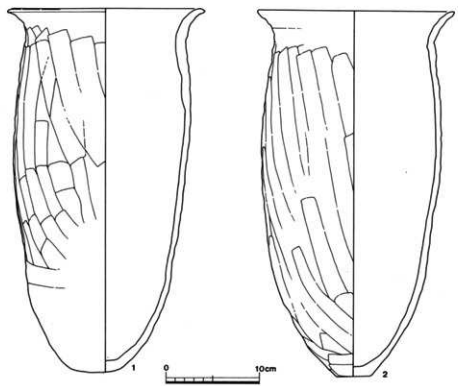
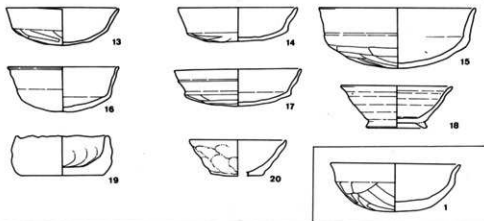
第56图 山根遺跡B地点47・48号住居址実測图



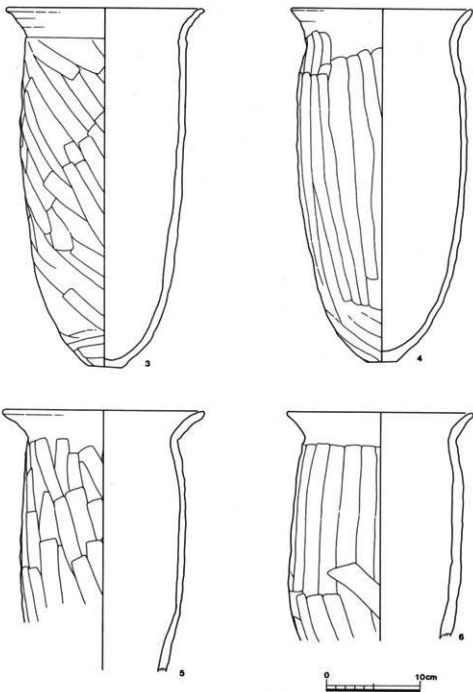
第57图 山根遺跡B地点48号住居址実測図



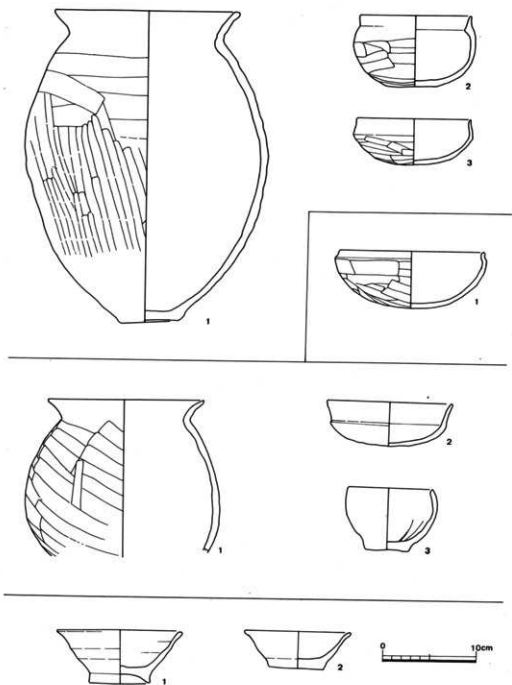
第58图 山根遺跡B地点49・50・55、58号住居址実測図



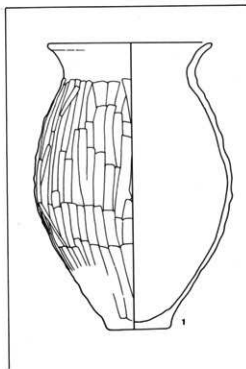
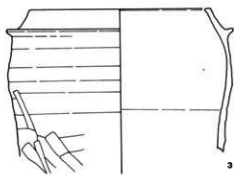
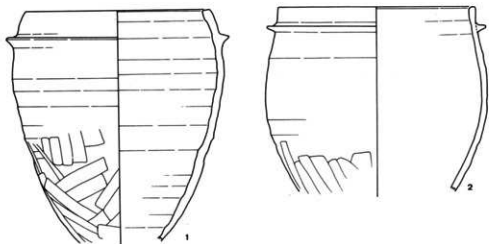
第59图 山根遺跡B地点58・60・62号住居址実測図



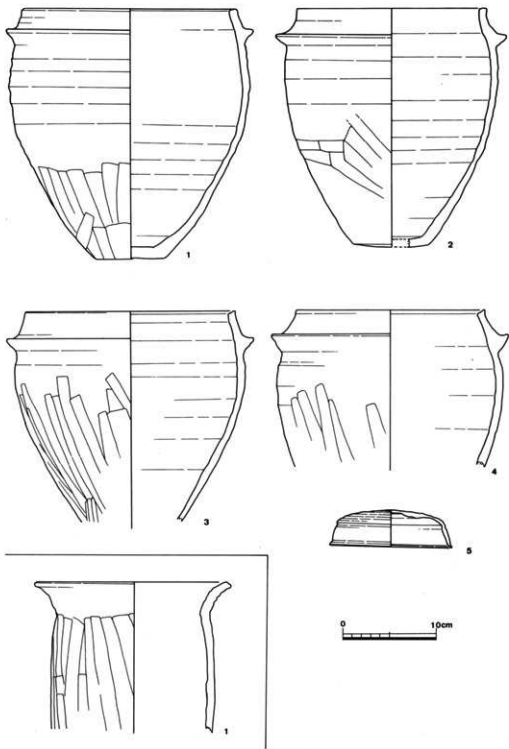
第60图 山根遺跡B地点62号住居址実測図



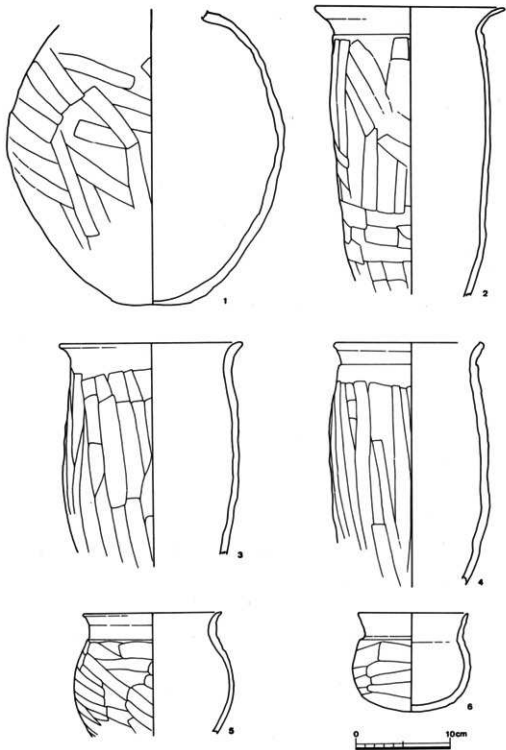
第61图 山根遺跡B地点63・64・65・66号住居址実測図



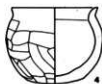
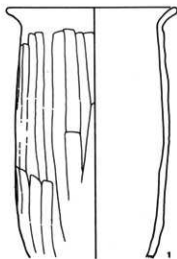
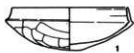
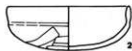
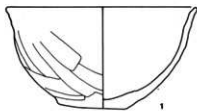
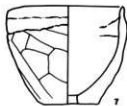
第62图 山根遺跡B地点68・69号住居址実測図



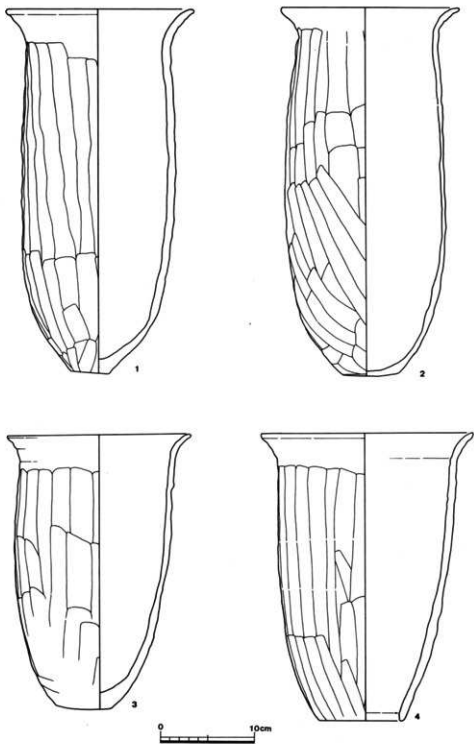
第63图 山根遺跡B地点73・74号住居址実測图



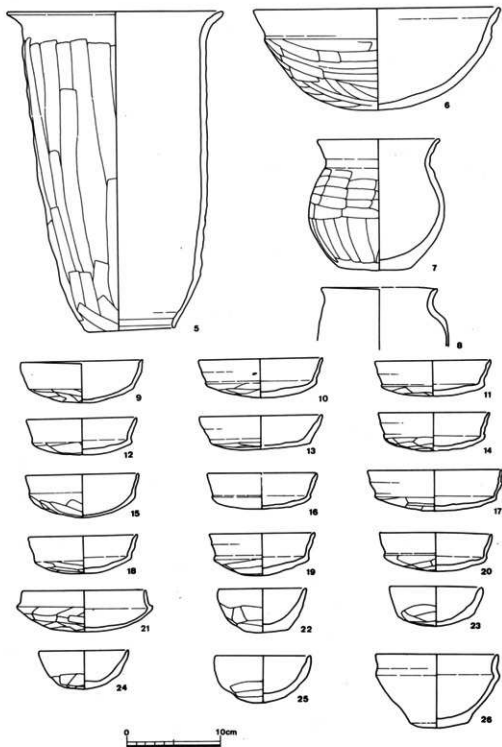
第64图 山根遺跡B地点72号住居址实测图



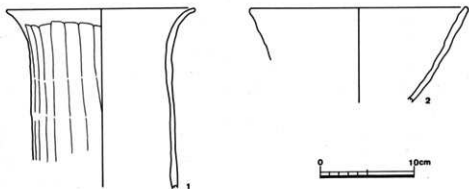
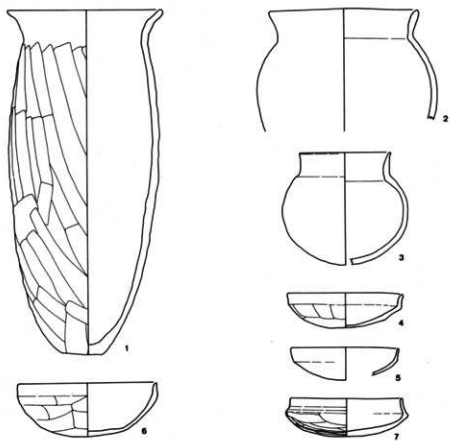
第65图 山根遺跡B地点75・77・78・79号住居址実測図



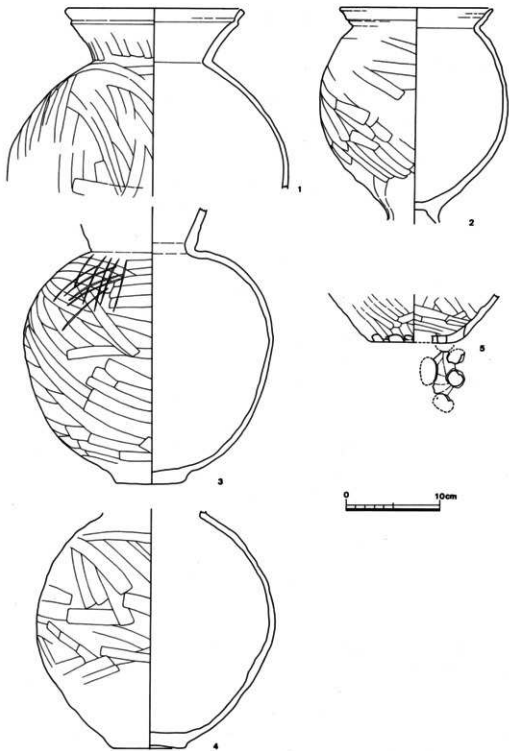
第66图 山根遺跡B地点80号住居址実測図



第67图 山根遺跡B地点80号住居址实测图



第68图 山根遺跡B地点81・83号住居址実測図



第69图 山根遺跡C地点溝出土土器実測図

第4章 ま と め

第1節 住居地の存続時期について

本遺跡の大半をしめる遺構は住居地である。B地点の範囲確認の試掘調査部分をも含めると、確認されただけで約150軒前後に達するものと推測されるが、立地地形の観察からも判明するように、谷津状地形や時期、住居地の集中度等から数グループにわかれて、さらに多く分布するものと推定され最終には約400軒程度存在するものと予測される。

ところで、本遺跡の遺物の大半である土師器は、最も古いものが第38号住居地の和泉Ⅱ式の一群である。同住居地の土器の出土状態は、投棄遺棄状態で、このような類例に南大通り線内遺跡第12号住居地があげられる。一方、住居地以外ではC地点の溝内より和泉Ⅱ式の一括資料が得られている。本報告においてすべて収録できなかったが、大形多孔瓶の破片が出土しており、同様なものは古川端遺跡にみられる。

鬼高式に至るとⅠ式にあたるものとして、第8号住居地出土品が該当する。坏のみであるが、直立きみな口縁部と深い体部を持ち、Ⅰ式の古い段階に所属する。なお、本遺跡においてはいわゆる原初坏を伴う住居地が確認されていない。次段階は第4号住居地例で遺構自体はごく一部分の検出であったが、貯蔵穴周辺より出土した一群は球胴に近い広口の甕と鬼高型高坏である。坏の量が少ないが高坏からⅠ式に新段階に所属するものと推定される。前者よりやや新しい段階にあたるものとしては第31号住居地があげられる。甕は胴部中央に最大径を持ち、ラグビーボール状に長胴化する。小形化した高坏がみられ、やはりⅠ式の新段階にあたる。

鬼高Ⅱ式に入ると、ⅠからⅡ式に至る過程でⅡ式の古い段階にあたるものが、現状でほとんど観察されない。第1号住居地例は口縁部に最大径を持つ甕と、口縁部が外傾する坏を主体とし、Ⅱ式の新しい要素を持つ。同様に第35号住居地からは坏が扁平化し直径が大きくなるものを主体としている。これらの坏は蓋と身のセットをなす場合が多い。

第75号住居地から出土した一群は甕が最も長胴化する。坏は小形化し、同様に第7号住居地がみられる。いわゆる鬼高Ⅲ式と呼称されるもので、本遺跡では鬼高Ⅱ式の新段階に所属する住居地が多く検出されている。真間式の住居地は第32号住居地ならびに第48号住居地に代表される。甕は長胴化から開放され、寸ずまりとなる。坏は真間式に特徴的な口縁部が内屈するもので、若干鬼高式的な要素を残す一群も残存する。

真間式の古い段階にあたる。本遺跡住居地の消長はこの段階を以って長く断絶する。

本遺跡に再び住居地が出現するのは、国分式でもかなり後半にあたる羽釜形土器を保有する段階である。第68号住居地及び第73号住居地が該当する。第70・71図に示したごとく、本遺跡の住居地は土器の変遷に見るかぎりおよそ9段階に相当するが、和泉Ⅱ式から国分式の末期にかかると現在の型式変化からすれば、かなりの部分的空白があったことを物語っている。しかし、遺跡推定地の内発掘調査が実施された範囲はごく一部であるため、これら空白を埋める資料が将来確認されることも考慮される。

第2節 山根遺跡周辺の集落遺跡について

周辺に分布する遺跡の内、住居址の遺構を主体として考察すると、山根遺跡から西南には兎玉町根田遺跡、同雷電下遺跡と連続とつづくものと推定される。この内、最も古く位置づけられるのが雷電下遺跡で五領式期の住居址が出現している。その後、和泉式期には根田遺跡、山根遺跡に住居址が営まれるが、土器に見るかぎり五領式から連続的に推移するとはいいがたい。山根遺跡においては鬼高Ⅰ式の新段階の住居址が観察されるが、古段階はほとんどみられない。山根遺跡は鬼高Ⅱ式期に住居址の数が増加する。同時期の住居址は雷電下遺跡において検出されないことから、山根遺跡へ集落が移動した可能性を暗示している。特に鬼高式期終末の住居址が多い。真間・国分式に至ると山根遺跡では減少しほとんど消滅するのに対し、雷電下遺跡、根田遺跡においては集落の形成が観察される。山根遺跡、雷電下遺跡では羽釜形土器を保有する住居址が検出されているように、平安時代末期まで集落の存続が判明する。以上のように住居址からみた山根、根田、雷電下遺跡で構成される遺跡群は、移動と拡大を繰り返しつつ五領式期以来、国分式に至る歴代集落を形成した可能性を指示している。ただし、土器の型式上から各遺跡の住居址に時間的断絶がみられるが、本遺跡群の発掘調査はごく一部分にかぎられているため、未調査で将来確認されるであろう未確認の時期の住居址の存在も考慮した考えであることを断っておく。

第3節 歴代集落と首長墓級古墳

前節で考察したごとく、山根遺跡をはじめとする遺跡群のように、古墳時代から奈良・平安時代に至る歴代集落は、近隣においては後張遺跡、川越田遺跡、梅沢遺跡、四方田遺跡で構成される遺跡群が五領式期以来鬼高式末期まで存続している。今一つは下田、七色塚遺跡で真間・国分式期を含めると元富遺跡、観音塚遺跡などで構成される東富田遺跡群が五領式期から国分式期まで存続している。これらの歴代集落群は旧女堀川流域に分布する。だが、埋没した河川が存在しており、これについては本報告書Ⅰでふれたとおりである。この埋没河川姪川は雷電下遺跡から山根遺跡を通過し、下田遺跡と七色塚遺跡の間を経て現在の女堀川と交差する。上流部は女堀川から分流したものと推定されるが、上記の遺跡群はかつての女堀川と姪川の水系であったことが推定される。この水系には直径60m級の公卿塚古墳が所在する。同古墳は滑石製模造品を多量に保有し、須恵器の技法を使用した叩き目格子文様が観察される円筒埴輪を用いている。時間的には5世紀中葉に位置づけられており、和泉式期にあたる。この古墳の被葬者が上述した遺跡群から擁立された可能性は、十分考慮されるものと思われる。すなわち、同時期で同様な規模を持つ金嶺神社古墳は、先にふれた各遺跡群より女堀川の上流部に所在しており、同古墳の周辺においても歴代集落が形成されていることから、公卿塚古墳の被葬者は同古墳の周囲を取り巻く歴代集落の中から擁立された可能性が示唆される。

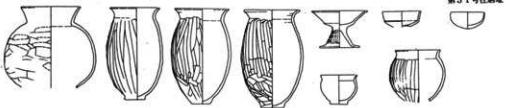


第38号住居址

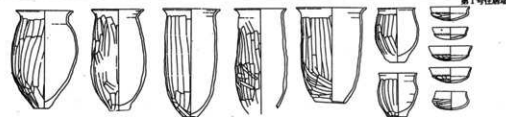
第8号住居址



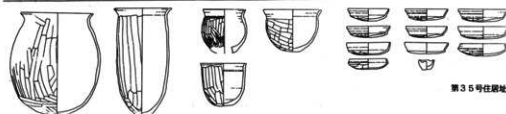
第4号住居址



第31号住居址



第1号住居址

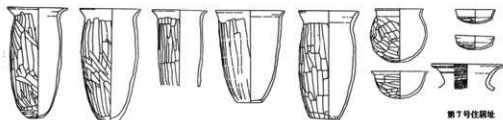


第35号住居址

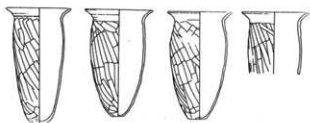


第75号住居址

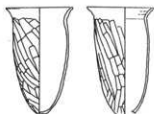
第70图 山根遺跡B地点出土土師器変遷圖



第7号住居址



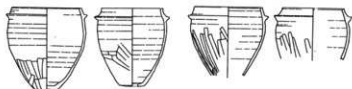
第32号住居址



第48号住居址



第68・73号住居址



第71图 山根遺跡B地点出土土器変遷圖

あ　と　が　き

発掘調査で検出もしくは確認された遺構の数に比して、わずか百数十頁の本報告書は、緻密な報告とはいいがたいことを自覚しつつ作成した。

本報告書を作成している同時期には他の報告書2冊、文化財の啓蒙用冊子1冊、約13,000㎡で住居址が170軒前後検出した発掘を1カ所調査していた。

作業員の方々の員数にもかぎりがあり、発掘調査と整理作業をしていただくかたわら、筆者は製図と原稿執筆を実行したわけであるが、その理由としては事業委託の最終年度であったこと、公共事業の増加に由来する。近年、発掘調査後のすみやかな報告書の刊行がさげばれているが、年々発掘調査が増加し、しかも調査員の増員が停滞している市町村にとって、整理作業と報告書の刊行は見直す必要があるように思われる。

今回の報告書で完全収録できなかった資料については、今後も発表の機会があり次第報告する予定である。種々の不備な点についてはご了承願いたい。

山根遺跡の発掘調査は、大規模な土地改良事業に伴うものであるが、この発掘調査が完了することができたのは佐藤・井上両調査補助員ならびに、作業員の方々によるところが多かったことを最後に記して感謝する次第である。

(増田記)

写 真 图 版



1. 山根遺跡遠景



2. 重機による表土剥ぎ風景



1. 発掘調査風景



2. 見学会風景



1. 工事中の調査風景



2. ほ場整備事業中の山根遺跡



1. 山根遺跡B地点第1号住居址土器出土状態



2. 山根遺跡B地点第3号住居址カマド検出状態



1. 山根遺跡B地点第4号住居址土器出土状態



2. 山根遺跡B地点第4号住居址土器出土状態



1. 山根遺跡B地点第31号住居址貯藏穴検出状態



2. 山根遺跡B地点第35号住居址土器出土状態



1. 山根遺跡B地点第35号住居址土器出土状態



2. 山根遺跡B地点第80号住居址カマド内土器出土状態



1. 山根遺跡B地点第38号住居址検出状態



2. 山根遺跡B地点第38号住居址内土器出土状態



1. 山根遺跡B地点第38号住居址内土器出土状態



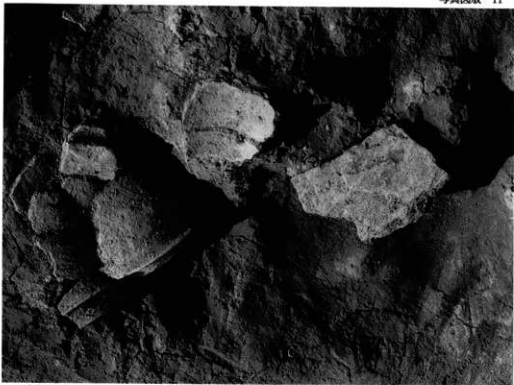
2. 山根遺跡B地点第38号住居址内土器出土状態



1. 山根遺跡B地点第46号住居址土器出土状態



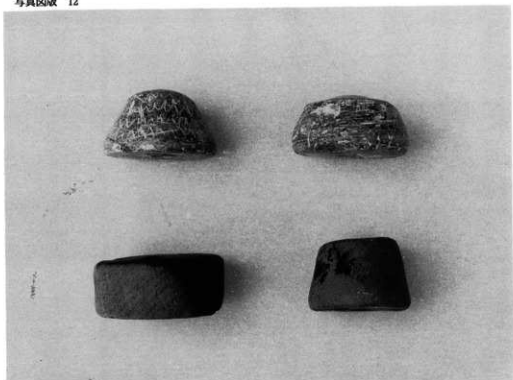
2. 山根遺跡B地点第46号住居址台付甕出土状態



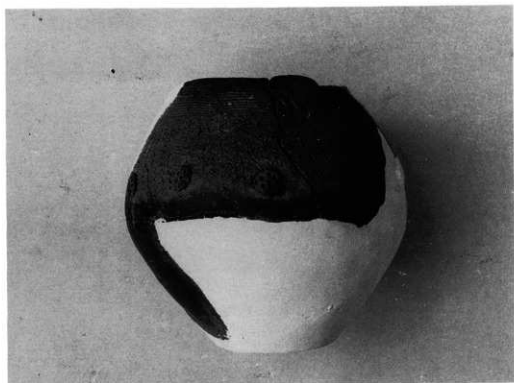
1. 山根遺跡B地点第73号住居址羽釜形出器出土状態



2. 山根遺跡B地点第55号住居址須惠器蓋出土状態



1. 山根遺跡各地点出土紡錘車



2. 山根遺跡第30号住居址出土弥生式土器

山根遺跡発掘調査報告書

平成2年3月26日 印刷

平成2年3月31日 発行

発行 本庄市教育委員会
埼玉県本庄市銀座1-1-1
印刷 大屋印刷株式会社
埼玉県深谷市上野台498
